

## 平成18年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成18年9月21日(木)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第12号 平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第85号 平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
収入役 職務代理者・ 出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は9月7日の日と同様ですので、御了承願います。

## 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 諸般の報告を行います。

9月8日と11日から13日までの4日間、決算特別委員会を開催し、平成17年度の決算認定を協議していただき、終日熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

次に、先般行われました議員行政視察研修について、高畑議員より報告をお願いします。7番、高畑雅一君。

7番（高畑雅一君） それでは、議員視察研修報告をいたします。

私たち川根本町議会議員14名は、8月7日月曜日から9日の3日間かけて岩手県へ研修に出向きました。

研修の目的は、現在、川根本町で検討されている木質エネルギー循環モデル事業を考えていく上で、先進地岩手県の取り組みを見て肌で感じ取ること。トップランナーがあるゆえに新たな課題に直面する機会も多いと思われ、そこで得た知見は今後の木質バイオエネルギー発展に大いに参考になると思われ、岩手県葛巻町、紫波町を訪れることにより、今後の本町木質バイオマス事業の参考にしたい。

また、深刻な過疎化により生徒数の減る状況の中、県立川根高等学校に導入されて5年目になる連携型中高一貫教育、この同じような悩みを持つ岩手県軽米高等学校がどう立ち向かっているのか、肌で感じる事がこの研修の目的であった。

まず初めに、新町の将来像を「水と森の番人が創る癒しの里」と設定し、大井川の清流、美しい山々や森林などをこれからも守り続け、本町のみならず、他地域の人々の生活も支え、この地域に住む人、訪れる人、だれもが快適で、安心して過ごせることのできるいやしの里をつくることを目標にし、本町が推進しようとしている木質バイオマスエネルギー開発事業、間伐材、製材所端材等を利用した木質バイオマスエネルギーシステムの構築、導入を促進し、森林整理と原料供給業務による雇用の促進を図ることを計画設定の趣旨ととらえ、議員それぞれ研修に取り組んだ。

岩手県の木質バイオマスエネルギー推進事業は、県指導のもと、農林水産部、環境生活部

だけでなく、多くの関係部局がいろんな観点から利用促進に取り組んでいます。

また、ペレットボイラー、ストーブの開発には、民間企業と岩手県工業技術センターの協力で進められており、いろいろな立場の人々が自発的に参加する組織、岩手木質バイオマス研究会の参画により、産・学・官の協定が適切に機能していることが岩手県の取り組みの特徴となっております。

先進地である岩手県においても、木質ペレットは、製材工場、チップ工場からの安価な木質材料を使うことで成り立っている。製材工場からの大量の木質材を安定的に入手できればよいが、製品生産状況の中、より安定確保ができないようであれば、安価な材料で構成することが前提となっている木質ペレットは姿を消すであろう。そうすると、未利用の間伐材、また土場残材を求めていくことになると思うが、今度は集中コストが問題となります。原材料が高ければ、安い木質ペレットが提供できなくなるであろう。

大井川の清流を取り戻し、美しい山々や森林など、これからも守り続けていく循環モデル事業ならば、第1に、町内の森林資材を有効活用することによって、森林を保安し、育てていく。そして、そのことが林業の再生に結びついていく。そこで生まれてくる未使用材の間伐材等によっての木質バイオマス循環モデル事業ならいいと思う。何よりもこの事業が林業に携わっていく人々の元気の源になっていくものでなければならぬと感じた。

最終日は、連携型中高一貫教育を、ほぼ同じ年度に導入した岩手県立軽米高等学校を訪れた。

学校を取り巻く環境が、私たち川根本町と似ており、自然豊かな町であり、車で40分程度で青森県八戸市に行ける地域でもあった。

年々、少子化により生徒数が少なくなるが、軽米地区中高一貫教育協議会、地区支援者協議会、事務担当者会議が中心となり、特色のある教育を指導している。

また、高校入学選考方法にも、国語、数学、英語の基礎能力の確認をするための軽米高校独自の入試テストを行い、各種の資格取得可能コース、短期大学、専門学校等の進学コース、国公立大学進学コースを設け、指導しており、特に、国公立大学入学者を20名以上を目標に学習指導を行っている。このように学力ばかりでなく、スポーツ面でも同様に力を入れ、その教育方針を地域の人々が理解し、中学、高校、地域住民が同一教育目標を持ち、行動していることを感じた。

岩手県立軽米高等学校の中高一貫教育においては、すべてにおいて地域と一体となって工夫がされており、独自の教育方針を持ち、自己の発見と夢を実現するため、高校の先生方も努力されている。

地域が子供を育て、地域が学校を育てていくときが来たのではないだろうか。そんな思いを残し、研修を終えました。

以上、議員視察研修報告といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、中田隆幸君、澤畑義照君、鈴木多津枝君、森照信君、板谷信君、原田全修君、中澤智義君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

中田隆幸君、発言を許します。2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 2番、中田です。

おはようございます。通告により、一番先の一般質問をさせていただきます。

私は、大ざっぱに2つの点を質問させていただきます。1として、子育てに関する事項について、これを4点にまとめてあります。もう一点は、道路標識の旧町の名前のつくりかえについてということで質問させていただきます。

まず、一番先の子育て支援の方ですが、1として、町内保育園での子育て支援センターは、桜保育園、私立聖母保育園の2カ所で行っておりますが、ほかの町内の保育園、三ツ星、藤川保育園がありますが、この保育園に今後支援センターをどのように考えているのかをお伺いしたい。

2番として、旧本川根町、桜保育園ですが、ここには「スマイル」という若いお母さんたちの育児サークルがあり、独自の活動をしております。静岡県でも、子育ての悩み、苦しみ等、同じ境遇の立場で理解し合うことのできるサークル活動を積極的に取り入れることを支援しております。

ところが、私たちの町におけるこの若いお母さんたちは、活動資金、活動場所等、非常に困っております。せっかくできたサークル活動を衰退させることのないように、活動の場所、提供等の支援はできないのか。県の健康福祉子育て支援室で行っているサークル活動支援を今後どのように考えて取り組んでいくのか、また行っていくのなら、その方法を教えていただきたい。

3点目ですが、子育て支援カードの使用状況と今後の対応。町内では、76の商店、5つの公の施設の商店等の協力により、県内でもいち早く導入した子育て支援カードですが、公共の場所、公の場所の使用箇所が少なく感じられております。民間だけに負担をかけているように思えるが、行政として今後どのように使用方法を考えていくのかをお伺いしたい。

4点目ですが、学童保育についてであります。町内には、4小学校の学童保育の考えがあるのか。今後、若者定住住宅が進み、若い親が増えたとき、かぎっ子的な現象が起きてくると考えられるが、その対応として学童一時保育を考えられないのか。

この子育てに対して4点であります。

もう一点は、道路標識の旧町名のつくりかえについてであります。

国道、地方道の道路標識がまだ旧町名で表示されていることについて、どのような対応をとられるのか。また、町道でも山の中の方には、町の標識の名前が残っているのがありますので、それに対してどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上、大きく分けて2点。子育ての方で4点をひとつお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの中田隆幸君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 中田議員からの質問にお答えいたします。大きく分けて2項目あるかと思しますので、子育て支援の関係から御答弁いたします。

子育て支援センターの設置に関する質問でございます。いわゆる子育て支援センターというのは、保育に欠けない保護者が、午前9時から午後4時の間に、いつ行っても、いつ帰ってもいい、予約なしで気軽に出かける場所として、また子供の発育、健康について相談や、親子で安心して遊べる場所を提供して、子育ての喜びや悩みを分かち合えるよう子育てを応援するための施設であります。

これに関しては、各保育園への設置が必ずしも位置づけられているものとは考えておりません。現在は、地理的な特性も考慮しながら、町内2カ所の子育て支援センターを運営しておりますし、今後も同様な継続をしていくつもりであります。

基本的には、保育に欠ける保護者が保育園、保育に欠けない保護者が家庭での保育とこの子育て支援センターを利用するの保育、そういうふう位置づけしておりますので、現在は町内2カ所に対応できるというように考えております。今後の状況によりまして、またそれはそのときの町民の要望、あるいはそのときの保護者の状況等を勘案しながら対応していきたいと考えております。

それから、育児サークルに対する支援、あるいは子育て支援室が行っているサークル活動に対する支援という御質問であります。

今言いましたように、子育て支援センターは、しつけ、遊び、発達、言葉、友達関係、情緒など、子育ての悩みや子供の発育、健康についての相談や支援などを行い、また子育てサークルへの支援等も行っていくものであります。

しかし、これは子育て支援センターと子育てサークルが位置を同じくするものではなく、子育てサークルは独自の活動により会員相互の交流をされ、会の目的のための活動を行っていくと考えております。

ボランティアなど、地域活動を積極的に取り組まれていることで次世代育成支援行動計画や放課後子どもプランへの位置づけも考えられ、これらの活動に対しては、施設の利用や地域福祉団体としての支援も考えられます。

また、御質問の県の子育て支援サークル活動への取り組みではありますが、まず県の育成支

援事業として、母親クラブ、子育て支援サークル等の適用をされる場合は、町及び県の登録団体として事業内容を組み込まれることが望まれます。例えば、子供を事故や犯罪から守るための活動や親子と高齢者との交流活動、子供とともに食の大切さを学ぶ文化活動など、地域で実施する自主的な活動が考えられております。

いずれにしましても、自主的にこうした活動をする子育て支援サークルに対しては、行政としても支援をしていかなければならないと考えております。

次に、子育て支援カードに対する質問であります。

この事業は、しずおか次世代育成プランに基づいて、次代を担う子供の成長を地域社会で応援し、子育てしている親たちを地域全体で支える機運づくりを目指す制度であります。

町では、今年3月末に、18歳未満の子供がいる御家庭と妊娠中の方を対象として、約800世帯に子育て優待カードを配布いたしております。現在、町内で協賛をいただく店舗、施設は80店であります。また、県下では本町を含む12市2町で、今年度中には21市町で実施が見込まれております。

県においては、この制度の導入に当たり、協賛していただく店舗、施設に対して、民間施設等では買い物、飲食、遊び、学び、観光など保護者と子供の利用を見込める施設を、また市町の施設では保護者と子供の利用が見込めるサービスを無理なく、気の長い協力としてお願いした経緯がございます。このような点を踏まえ、各市町では、公共料金や団体利用は原則対象外とするものであります。今後も、子供と保護者との触れ合いの機会の提供として進めてまいりたいと考えております。このカードは、基本的には個人を対象にしておりますので、個人が利用できる、そうしたものを想定して優待の実施をしているところであります。

また、民間だけに負担という御指摘もありましたけれども、冒頭申し上げましたように、無理のないお願いをしております。我々としては、補助金、そういったものの支援がない分、またその対象店舗においては、そうしたカードを店のイメージアップ、あるいは誘客等に、あるいは特徴づけに利用していただいて、その分をこうしたサービスに回していただければ、そんなふうと考えております。

いずれにしましても、お金は、資金を投入するものではありませんけれども、地域全体で子育てをする、そうした雰囲気、あるいはそれが次の新しい施策につながるよう位置づけておりますので、今後とも進めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育であります。

当町では、現在、学童保育の実施を行っておりませんが、平成19年度、来年度でありますけれども、教育委員会、健康福祉部門との連携の中で、放課後子どもプランの作成を進めます。これに基づき、放課後子ども教室推進事業による子供の活動拠点の整備や地域住民との交流活動等の取り組みの充実などを図り、また、おおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブの設置に取り組んでまいります。この放課後児童クラブにつきましては、設置を進めたい考えでありますが、

各小学校における対応、あるいは余裕教室の状況等を考慮し、その中で、放課後子どもプランの中で検討してまいりたいと考えております。

この事業につきましては、国の大きな施策の流れの中で指示されておりますので、現在、県あるいは関係団体、あるいは学校との調整を進めているところであります。

いずれにしましても、保育園の場合には、こうしたさまざまなサービスを提供してまいりましたが、小学校に入った途端、そうしたものがなくなるということでありますので、こうしたことを考え、こうした放課後の対応というのは、小学校、特に低学年に対しては町としても深くかかわっていかねばならないと考えております。

大きな項目の2点目であります。旧町名のつくりかえについての御質問であります。

基本的には、これはいわゆる県島田土木事務所が管轄の話ではございますけれども、県との調整の中で今、話を進めております。

国道及び県道に設置されている方面・方向標識については、県島田土木事務所が管理しております。これらについては、すぐにかえると外部の人が混乱をしかねないことから、おおむね1年たてば新町名もなじまれるとし、合併に伴う対応は県内一律とされているようにあります。

川根地域を通る国道473号、362号と川根寸又峡など島田土木事務所管内の県道12路線の計109力所が修正されることとなっており、当町関係の標識については、今後町と協議を行った後、年内終了を目指しているとのことであります。

基本的には、中川根は川根本町に、本川根は千頭等にかえ、レイアウトは全国道路標識・標示業県協会との調整して表示し、距離については新規に計測して、表示されます。また、町道等につきましては、主に旧中川根町管内に設置されています、町道314路線、林道62路線、農道83路線がありますが、すべて標識は設置されておりません。設置してある標識につきましては、旧町名の部分に新町名をかぶせる方式で修正し、年度内終了を目指していきます。

また、標識についても、経年劣化しているものもありますので、建てかえ等も検討しながら、修繕するのか、あるいは撤去するのか、あるいは新しくつくりかえるのか、さまざまなケースによって対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、まだ県との協議がありますので、地域の方々と協議しながら、最終結論を出し、県にお願いをしたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 2番、中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） では、子育て支援に関する事項の中の1点目からちょっとお伺いしていきたいと、こう思います。

例規集の中の1,122ページに、川根本町一時保育施設要項というのが載っております。この施設は町長が認可するというようになっておりますが、先ほど言われたように、小さな子

供を一時預かると、こういうことを言うておりますので、支援センターで、この町内における一時保育所の認可をおろしたところはどこなのかもちょっとお伺いしたいと思います。全部で5カ所あるわけですが、この認可が出ているのは何カ所なのか。

といたしますのは、ほかでもありませんが、実は聖母保育園へお伺いしてまいりました。あそこでは、一時保育はやっていないと。なぜならば、この例規集に書いてありますとおり、一日預かると1,800円、半日だと900円というのが書いてありますが、私立の場合には、最低2,400円いただかないとできないと、こういう回答をいただいております。

今、どこに、この町で一時保育の認可をおろしてあるのか、それをお伺いして、次のスマイルの方に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 子育て支援センターについては、現在、聖母保育園と桜保育園に、今、議員御指摘のとおり行っております。

また、現在のところ、一時預かりについて、現在、旧中川根町では聖母保育園がそうした支援センターでありましたけれども、一時預かりについて、特に大きなその要望等があって、そこにというような要望を聞いておりませんで、今後そうした地元の方々というより、利用者の方々から、そうした一時預かりについて要望が強いといった場合、その課題となるのは何かということを検討してまいりたいと思うと。

現在、その料金の設定という認識は、私は持っておりませんでしたけれども、そうした要望等も強いものを私は感じておりませんでした。今後、そうしたものが上がってくれば、料金等の設定あるいは運営についても、十分検討していかなきゃならんと考えております。詳しいデータについては、また後ほど担当課の方から、必要があれば提示したいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 一問一答ですので、次の2番の方のスマイルのことについて質問させていただきます。

これも例規集の1,304ページに……

（「まだいいよ」の声あり）

2番（中田隆幸君） まだいいですか。

同じようなら、あれですが、一緒のあれの中でやらせていただきます。

スマイルということでやらせていただくのは、今の問題と同じことで、1,304ページに、川根本町地域子育て支援センター事業実施要綱というのがあります。この中に、第5条の2項に、子育て支援サークルの育成並びに支援という項目がうたっております。これはどのような支援をしているのか。先ほども言いましたとおり、非常に若いお母さんたちが困っております。現に、ここにきょうも来ておられます。この人たちが子供を預けてくる場所がない、だから隣の人に預けたりして、こういう大事な話を聞きに来ているのに、たとえサークルが

できれば、代表者がそういう子供を預けて、来れるというのがあります。この子育て支援のサークルの育成並びに支援というのを、先ほどの答弁ではどのようなことをやっているのか具体的に出ておりませんので、この辺をお願いしたい。

実は、前旧町の場合には、保育園の別室を貸していただいて、そこで広報紙をつくったり、お母さん方の悩みをつくっていたのが現実であります。それが新町になった途端にできなくなると、お金が物を言ってくる時代になっていると。これは大きな間違いだと私は思いますので、支援の仕方、やり方をここで明確にお答えをしていただきたいと、かように思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 育児サークルがそれぞれ自分たちの目的のために活動している、それに対して活動場所の提供とか、あるいは県のそうした大きな事業の中で、そうしたものを認定して、町のさまざまな事業に取り組んでいく、その中で支援していくということが基本的な、あくまでも独自の活動に対して支援をしていくというふうにとらえております。

また、ふだんは保育には欠けないけれども、何かに、例えば家庭的な事情、あるいはこうした何かの活動のときに、一時子供を預かってほしい、そういったときにこの子育て支援センターというのを利用していただく、そんなふうを考えております。

また、先ほども言いましたけれども、支援センターの事業とその子育てサークルの事業が一体とは考えておりませんので、ある意味では別なものというふうを考えて、メンバーが重なる部分はあるかと思えますけれども、あくまでも保育に欠けない保護者の方が相談の場合とか、あるいは今言ったように、一時的に理由があって、子育てができないときに預ける場所が支援センターというふうにとらえております。したがって、それがその活動場所の云々というのは、少し別な次元の話ではないかなというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 県の方で、保育所での一時預かりというのが載っておりますが、通院をしなければならない急用ができたときとか、子供をちょっと預けたいときには保育園で一時預かりますよと、これは先ほど言いましたけれども、それは県の方でも指示していることではあります。先ほど言いましたとおり、お母さんたちがこの大事な議会を傍聴に来るに当たりまして、子供を預ける場所がない。先ほど言いましたとおり、地名に若者定住住宅が建つと。今、促進しているわけですが、あそこは一番子供ができた場合に、その子供をどうするのか、若い夫婦だけでその場に置いてくることができない。そういう場合に、その子供たちを預ける場所が一時保育だけでできるのかどうか。こういうのを行政とともにサークル活動の中でやっていけば、なおいい、きめ細かな子育て支援ができるものと私は思いますので、その辺も今から考えていただきたいと、こう思います。

次のことに質問をさせていただきます。

ほかの子育て支援優待カードであります。これは旧本川根町、旧中川根町で……

（「答弁もらってから」の声あり）

2番（中田隆幸君）　そうですか。じゃ、その辺、答弁をひとつお願いします。すみません。

議長（佐藤公敏君）　町長。

町長（杉山嘉英君）　繰り返しになりますけれども、子育てサークル、さまざまなパターンがあろうかと思えますけれども、それはそのお母さんたち、あるいはその保護者も含めて、そうしたものが自分たちの目的のためにある活動であります。それが子供を預かるということとは若干、子供を預かるのは、例えば年間を通してなら保育園であり、あるいは期間が限定されれば保育園での一時的な預かり、そしてこうした予約なしで預かったりする、あるいはそうした予約もありますけれども、そうしたもので、単発的なものに関してはこうした子育て支援対応ということになっております。そうしたことで、そのサークル活動とこの子供の預かりというのは、少し話が違うというふうに私は考えております。

もちろん、これからさまざまなパターンで、子供の安全を確保するため、あるいは健全な育成のために子供を預かる状態というのをさまざまな形で整備していかなきゃならん、そんなふうに思っておりますので、現在こうした保育園のサービスの多様化、あるいは支援センターの設置、そして、そうした一時預かり等の保育園での対応等も、なるべく住民の方々に、特に保護者の方々の要望にこたえるよう対応しているところであります。それと、サークル活動とは若干論点というか、仕事が違うというように私は認識しております。

いずれにしろ、子供をどうしようかといったときに、仕事に行けない、あるいは買い物にも行けないという状況は、これから子育て支援ということを考える上では避けていかなきゃなりませんので、保育園なり、支援センターということで、充実しながら、さまざま要望にこたえていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君）　中田隆幸君。

2番（中田隆幸君）　その子育てのことですが、サークルのことですが、町当局ではそのように考えておられるかもしれませんが、場所の提供とか、そういうのをやっていただくことができるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君）　町長。

町長（杉山嘉英君）　当然、子育て支援センターを利用してそうしたサークル活動をやることに関しては、問題はないと思います。ただ、保育園に預けて、普通保育に欠けない人たちが、普通は子育てサークルというのを形成するなり、保育園の活動と、そうしたサークルの活動が混同しないようにしていかなければならない、あるいは明確に分けていかなければならないと考えております。保育に欠ける保護者のために保育園があって、その活動をしていると。そして、一時的な保育を希望する、あるいはその保護者同士の連絡の場として支援センターというのを考えております。現在、支援センターと保育園というのが、同じ施設で供用しておりますので、そこに少し混乱があろうかと思えますけれども、そうした明確な位置づけをしながら運用をしていきたいと考えております。

場所の利用、そういったものについては十分、そうした団体として正式なものであれば当然利用していただく、そんなふうになると思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 子育て支援センターの旧中川根の方では、公的施設の場所を使ってやっていると、これは子育て支援センターですので仕方ないと思いますが、今後ともお母さん方のサークルの活動のために御尽力をお願いしたいと、こう思います。

ということで、その件に関しまして提案をひとつお願いしたいと、こう思います。実は、先ほど、子育て支援優待カードは個人的なものだと、こういうふうに町長は答弁しておられますが、今後このカードを5枚とか、何枚か集めたら、公的な場所を開放していただくと、こういうことを考えているのかどうか。

といいますのは、今の文化会館が和室、洋間と借りますと、半日で300円だったと思います。300円ですね。それでB & Gのミーティングルームだと400円、このような場所だと、5人来れば1人100円ということになる。これは民間でやっているコーヒーを1杯やる金額とほぼ同等になるので、こういうサークルを支援するときに、このようなカードを5枚持ってくればその場所を提供するという、新しいやり方を考えてみたらどうかというのを提案させていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） このカードについては、県が主導して行ったカードで、あくまでも親子で来た方に対して、このカードを提示すると、それぞれのサービスということで、個人を対象にしております。したがって、現状ではこのカードは個人の利用、あるいは個人が買い物をする場合、そういったときに対応するものというふうに認識しております。

また、町内公共施設の利用に関して、公共的な団体に関しては、現在、減免措置あるいは免除の措置等がございます。したがって、そうしたものの適用をしながら、施設の利用等に関しては対応できるのではないかと。このカードとは別な意味で、施設の利用に関しては対応できるのではないかと考えております。

現在の利用の範囲がどこまで、子育ての場合どこまでを子育てのという、いろいろな対応の差があるかもしれませんが、基本的には子育て支援ということで町が推進していることですので、登録された支援団体が使う場合には、他の団体と同様な減免措置等が講じられるのではないかと、そんなふうにも思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 次ですが、学童保育のことではありますが、先ほど言いましたように、地名に若者定住住宅ができてまいります。そうすると、そこでお母さん方が子育てをした場合に、その子供を置いておく、また保育園へ行っても、小学校へおいても、そのように預ける場所がない場合には、きょうのようなこういう場所にも来れないと、こういうのがありますので、ぜひともそういうことをやっていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答弁の繰り返しになりますけれども、日常的に勤務、あるいは仕事の関係で子供の面倒が見られない場合には、保育園にゼロ歳からずっと預ける体制をとっております。また、保育に欠けない方は家庭で見てくださいけれども、そういったことに対してさまざまな支援をとっておりますので、そういった方はそういったものを利用しながら、家庭で見ながら、そうした交流、あるいは健全育成のためのいろいろな触れ合いをしていただく、そういう2本立てになっております。

したがって、現状では、保育園とそうした子育て支援センターの設置で、そうしたものには対応できる、100%と言われるとあれですけれども、対応できているというように考えておりますし、新しい要望があれば、それに対してどのような対応をしていくか考えていかなきゃならないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） それでは、子育て支援センターのことと子育てのことは、新しくお母さん方にも相談に乗ってやるようなことをお願いしておきたいと、こう思います。その点、保育園の方にも連絡がとれるかどうか、町長の方から一言お伺いさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは行政ですので、お母さんにかかわらず、町民の方々から、そうした団体あるいは区を通じて相談があれば対応してきていますし、また個人の相談と、あるいは困り事であっても、それがこれは町全体の課題だなということになれば、今までも対応してきましたし、また個人の要望等であっても、もう少しこれは個人の要望の域を脱していない、全庁的な対応までする必要がないという場合には、状況説明して、我慢をしていただく場合もあるかと思いますけれども、いずれにしろ町民が困っていることに対してその目線で対応していくというのが行政の姿勢でありますので、この子育て支援にかかわらず、そうした問題に対しては、その関連の施設との連携をとりながら今までも対応してきたつもりだし、これからも対応していかなきゃならないというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 次に、町名のことですが、実は、通告を出したのが9月7日でございます、7日の日に中日新聞に掲載されておりました。中川根町は川根本町に、本川根町は千頭にと、こういうことも先ほど答弁にもお答え願いましたけれども、実はこの町名とか場所を決めるのに、県の方でやっていると言っておられましたけれども、ここには、地元の新聞ですが、地元の人のことも、要望も聞くというようなことを書いてあります。今からまだ町名が決まったわけではありませんので、例えば区長会とか、観光協会、商工会の方々にいろいろ聞いて、この場所を変えていただくということはできないものなのかどうか、この辺を答弁お願いします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この表示に関して大きな視点があるかと思います。道路標識でありますので、基本的には、川根本町に住んでいる方は、仮に表示がなくても目的地に行けるというのが大方であろうかと思います。ここであるのは、町外から入ってくる方が、道路の状況等もありますけれども、目的地へすんなり行く、こういうことの道路標識でありますし、我々も外へ、知らないところへ行ったときに、大変表示のあり方によってスムーズにいくときと、ないときが私も経験しておりますので、そういった視点でこの表示というものを考えていきたいと思っております。

どういった動線が一番重要なのか、あるいはどういった利用形態というか、通過ならどういった方々がどの方面に抜けていくのか、あるいはどこを目的にする人が一番大事なのか、そういったことも含めながら、外来者の視点でこの表示というのを決めていかなければならないと考えております。

いずれにしろ、それぞれ今言ったように、団体によって対応する人が、観光協会と、あるいはそうしたその他の団体、学校関係、あるいは行政関係、建設業関係、それぞれ対応する方が違ってまいりますので、いろんな方から聞いて、一番適した、混乱のない表示方式にしていきたいと考えております。当然設置は県でありますけれども、町にもこうした要望等の確認が来ておりますので、これから皆様に確認をしながら進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 新聞紙上によりますと、11月中旬までには工事に取掛かると、こう書いてありますが、もう時間がないと、こういうふうに言われますと、いろいろな問題点のときに、時間がないと言われると本当に困ると思いますので、早急にやっていただきたいと、こう思います。時間がないじゃなくて、その関係団体、例えば千頭という名前よりも静岡あたり、また遠くの方には、千頭の方には申し訳ありませんが、寸又峡温泉とか、接岨峡温泉という名前の方が全国版で売れていると思いますので、その辺の名前の掲示の仕方、観光協会とか、また区長さんのいる区長会とか、そういう方々に早速にでもいいと思いますので、相談に乗っていただけたらなと私は思いますが、その点、町長はどう思いますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それこそ先ほど言いましたように、地元の視点ではなく外来者の視点でいくことと、これもまだ県からこうした話が来たばかりでありますので、準備を進めるところでありますので、11月までに、そうした一つの合意というのでなければ、当然それはずれ込んでくるだろうし、いついつまでに必ずやらなきゃならないという法的なものはございませんので、今それぞれの確認作業をしているところであります。

それをもって県としても、本来ならば、県としても県の事業でありますので、確認作業というのを、ある意味では省く場合もあるかもしれませんが。今回の場合は、合併という一つの特殊な事情を抱えておりますので、町に問い合わせが来たというふうを考えております。し

たがって、それをおろしながら御意見を伺いたいと思っておりますので、その節はまた御協力をいただきたいと思います。

担当課長から補足があれば。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山田俊男君） ただいまの件でございますけれども、標識につきましては、私どもは未確認でございますが、標識の方法としましては、全国道路標識、あるいは標示業協会の県協会との協議が必要であろうというふうに思います。また、道路交通法等がございますので、そういったものもあわせて、今議員から御指摘の、例えば地点名、あるいは観光施設名が、取り入れることができるかどうかということについては、今、明確な答えはできませんが、そこら辺を含めて、地元との協議が合意した上で、先ほど議員がおっしゃいました11月中旬ごろ着工したいというような考えを持っているようでございますので、その点につきましては、また県の担当課の方に照会をして見ていきます。

それで、そういったことができるのであれば、今町長が答弁されたような形で、皆さんの御意見を聞きながら、より一層明確な標示ができるようお願いをを入れていきたいというふうに考えています。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） それこそ、静岡空港が開港して、遠くのお客さんが来るようになりますと、どうしてもこの川根本町は観光を主体にやっていかないとできないように、私は思われますので、地名とかそういうのを、やはり区長さん方、また先ほど言いましたように観光協会、商工会を中心に話し合っただけで進めていただくことができるかどうか、一言それだけをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどから言っておりますように、そういったものの御意見を伺いながら、その標識の基準等にのっとって県が決めるということになっていると思います。したがって、当然、地元としてはこう考えますよということを県には伝えなきゃなりませんけれども、また県としてもそれを受けて対応していただく、100%地元だけの意向かという、やはり一つの基準等がございますので、県としてはその中で判断して、地元の意向を踏まえながら最終決定をするだろうと思っております。

前にちょっと言いましたけれども、私も外に行って、標示がどんどん先へ行ってしまいうという形で、本当はそこへ着いているんだけど、そこが本当にそこかどうかというのがわからないということでもありますので、今言われたように、最終目的地だけを表示するのが本当にいいのかわかるか、あるいはすべての人がその最終目的地に行くわけではございませんので、そういった意味でもわかりやすい表示というのを心がけることが大事かと考えております。

したがって、当然そういった意味を含めて、地元の方の御意見等も伺いながら、県に、こ

うした、地元としては考えるよということをお示ししたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 中田隆幸君。

2番（中田隆幸君） 本当にありがとうございました。子育て支援のこととか、いろいろな問題点も配慮しながら、今後ともよくやっていただきたいと、かように思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで、中田隆幸君の一般質問を終わります。

次に、澤畑義照君、発言を許します。5番、澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） おはようございます。5番、澤畑でございます。通告によりまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

2点ございますが、1点目は、北小学校の施設利活用についてでございます。

皆さん御存じのように、北小学校は平成18年4月に南小学校と統合し、新しく本川根小学校として現在スタートしているところでございます。

過日、運動会を参観いたしました。北小の子供、もとですね、それから南小の子供が仲よく一生懸命、いい、すばらしい運動会が展開されていて、本当に統合してよかったなど、このように実感を持っているところでございます。

ところが、統合を進めていく17年、16年あたりから、統合する、しない、どうするかというようなことで、十分PTAの方々、地区の方々、それから学校の先生方、教育委員会を通して、いろいろな形で協議をして統合に踏み切った現状であるわけですが、まだ北小の校舎が活用されていないと。これにつきましては、統合を協議していく中で並行して、統合して北小が空いたらどうなるんだというふうな強い住民の声が上がってきているわけで、私どもも真剣にとらえ、それを何とか住民が中心になって活用できる施設にしたいと、こういうふうなことでずっと来たわけですが、また大人たちのみでなくて、もともと子供たちがそこで学んでいた施設でございますので、やっぱり子供たちの思いとすれば、北小学校の元勉強した教室の中へ入ってみたいとか、中でいろいろな活動をしてみたいというのは当然思いがわいてくるわけでございまして、そういうものをひっくるめて協議してきたわけですが、いまだにまだその施設がどのように利用されて、それから協議がなされているか、この点について質問をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、2点目でございますけれども、皆さん御存じのように、現在自然が破壊されているという、どちらかといえばそちらの方の傾向を、皆さん手を挙げるのではないかと、こう思っている私でございますけれども、山道は小道はない、荒れ果てていて草ぼうぼうで、川へ行こうとしても護岸工事で砂利が採取されている。小川が昔は、私どもが小さいころには小川でメンザッコつったり、ウナギをとったり、それからカジカをとったりして遊んだ記憶がよみがえってくるわけですが、そういうふうなちょっとしたところの身の回りに自然が破壊されている現状、これはもう目に見えるところでございます。

それから、農村固有の共同作業、これにつきましては、例えば、以前は家の屋根をかえる

と言ったらみんな集まってきてくれて、一緒になって屋根をふきかえたと、そういうこともありますし、田んぼも田植えの時期には、お隣のお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんとか来てくれて、一緒になって苗を植えた、そういう記憶も覚えております。そういうふうな共同作業とか、共同で役割を持っていくということが、大変薄らいできている現状でございます。

農地も荒れ果てるところが見えてきました。私のうちの周りも荒れてきております、正直言って。そういうふうな環境が目に見えるわけであります。

快適な環境づくりを目指すということで、やはり私たちはもう、今行政としては施策ができ上がってきている、固まってきている今現在の中で、やはり目を向けるべきところは足元、人が住んでいる足元はどうなっているのだろうかというふうな、いわゆる実践化の段階に入っている、こう思います。空論を避けて、実際に手をかけていくという、体を使って動かして、実践を図っていく、つくり上げていく、こういうことが今まさに、本町の合併した後、大事な現状ではないでしょうか。そういった意味で、私は住みよいまちづくりをするには快適な環境づくりをしていくことが、まず最初ではないかと、こう思っております。

例えば、子供たちと一緒に、大人の人たちと一緒に、全町民で花を栽培して育て、そしてそれを川根本町に意図的に、意図的にですよ、ばらばらでなくて意図的にそれを植えていくとか、それから、聞くところによるとまだ町の花とか町の木の名前が決まっていないという事実を知りました。どういうわけだろうか、一番大事にする、町長さんが大事にしている環境づくりに向かっていくなれば、やはり住民に、うちの町はこの花だよ、うちの木はこの木だよというようなことが浸透していくということが、やはり町の統一化を図っていく、一体化を図っていく一つの入り口ではないか、こう考えるわけであります。

快適な町全体を公園化する、例えば集落と集落を結んでいくその道路には、意図的に何かをつくっていく、そういうふうなことはできないだろうか。理想的といえれば理想的かもしれないけれども、やはりいい環境をつくっていくには具体的にそういうものを進めていかなければいけない、そういうところにはお金をたくさんかけてもいいじゃないか、そういうことによって人づくりができてくるではないか、こう思っているわけであります。したがって、快適な町全体を公園化していく、そういう環境づくりを推進する考えはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

よろしく御答弁のほど、お願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） ただいまの澤畑義照君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（杉山嘉英君） 澤畑議員の質問にお答えいたします。

大きく2点ありますので、まず1点目の北小の活用について御答弁いたします。

元本川根北小学校跡地の有効活用については、重要な課題でありますので、課長職以上で組織する市内の町有財産有効活用検討委員会で、今年度から定期的に検討しているところであります。

校舎を有効活用する上で解決しなければならない課題として、耐震強度の不足があります。この校舎は昭和52年度に建築されていますが、昭和56年に建築基準法が改正され、耐震強度基準が変更されています。継続して使用している場合は、建設当時の法律、耐震強度基準が適用されますが、廃校となり、学校としての用途を廃止していますので、新たに利用する場合には現在の建築基準法が適用されますので、1億円程度の耐震補強工事が必要となります。また、校舎を取り壊して土地を利用する場合には、約5,000万円程度の解体工事が必要となります。

建物の所有者として、法律を遵守していかなければなりません。費用対効果分析も含め、地元地区や関係者からの要望、意見も参考にしながら、活用方法を慎重に検討していきたいと考えております。

それから、2番目の快適な環境づくり対策についてであります。

現在、町全体を公園化するという具体的な計画は持っておりませんが、町内の花壇づくりに関しては、旧本川根地区の花づくり事業補助金を地域緑化事業費補助金交付要綱に統合しております。地域緑化を推進する各小学校、例えば緑の少年団に対しては、当交付要綱に基づき補助金を交付しております。今後は、地域の花壇につきましても当制度の周知を図り、一層の制度活用に努めたいと考えております。

また、旧両町ごとに組織していた花の会については統合の調整中ですが、花の会等を中心とした住民主体の地域緑化を進めることも必要と考えておりますので、学校及び花の会の皆様との連携を密にして、町全体の緑化活動に協力していきたいと考えております。

今後とも、議員御指摘どおり、地域全体で生涯学習、あるいは区の事業等を利用しながら、それにまた行政が補助するような形で、快適な環境づくり、あるいはミニ公園等あるいは花壇等の整備が行えればと考えております。

また、ことしの4月、川根本町の中にあります長島ダム、シバザクラが大変有名になり、多くの方が訪れましたけれども、こうした、一つの町全体としてテーマを持って、全面的ではないにしても、各所に、例えばシバザクラの花があり、最終的には長島ダムのあの斜面の大規模な花壇がある、そういった取り組みも、住民の方々とともにやれるのではないかと、そんなふうと考えております。

いずれにしても、例えば区の自治会等がこうした公園化をするときに、それを助成するような制度等も、その他の地域づくりとも絡めながら制度的にも整備していければと考えております。また、地元で、例えば横郷にファンファンクラブというのが今年度設立され、花壇の清掃あるいは整備等の自主的な活動として県の認定も受けております。そうした自主的な団体に対しても、注意深く協力体制をしていきたい、また、緑化推進機構等の苗木の配布、そういったものも周知しながら利用していただきたいと考えております。

以上、2点についてお答えをいたしました。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 1点目でございますけれども、私も知っているんですけども、耐震化を進めなければいけないと。ただ、今町長さんの御答弁は、ほとんど、どのような施設にしていこうかという、その方向性が答えられていないので、例えば私が考えるに、もちろん基本的には住民がいつも利用できる、そういうような施設にしたい。先ほど、取り壊したら5,000万かかるというふうなお話もあってドキッとしましたんですが、取り壊してどうするかという、その利活用がさらに有効的になれば別になるわけですが、そのままの校舎を耐震工事をして、そうしていくと、例えば子供たちが、あの環境はすごくいいですよ、自然環境に恵まれている、もうもったいないぐらいです、あそこは。ですので、例えば子供たちが野外活動をする施設にするとか、それから地域と子供たちが一緒になって、何かイベントをやったりするというような施設、いろいろな方法を考えられるわけですが、例えば夜学学習会とか、それから他地区からの子供たちを呼び込んで、そこで野外活動をさせるとか、いろいろな方法、いっぱいあると思うんです。それで、そういうふうな、先ほどの御答弁ですと、そういう具体的な考えが見えなかったんで、その1点を再質問させていただきたいと、こう思っております。

どちらにしても、学校はその地域の中心地で、シンボルでございます、非常に、子供たちのことを考えれば統合した方がいいというふうな私の見解を持っているんですけども、地域の住民にとっては、やはり寂しさが出てくるわけで、過日も、どうなるだやあ、あの校舎はどのように使うだやあというふうな、さっぱり話ないなあというふうな声も聞かれますし、これもまた早急に結論を出していただいて、いい方向で利活用をしていただきたい、そのような方向を持っていてもらいたいと思いますので、もう少し具体的に町長の見解を御答弁いただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 北小学校の施設というものは、当然学校の施設として昭和50年に再整備されたものでありますが、その一義的な用途というのは終了している。したがって、今後考える上には、だれが主体となってそれを活用していくのか、そういったことも十分詰めていかないと、役場が、例えば1億余のお金を使って耐震補強工事をしたけれども利用主体がない、そういったことは避けていかなきゃならないし、継続的にこの施設を、そうした利用に限られた中で、役場が維持していくということは、今の財政的な状況で、その他の分野に資金を投入していく必要性がありますので、難しいだろうと。

しかしながら、例えばある団体がこうした活用をしたいんだと、だから我々としては耐震の補強のお金は出ないけれども、耐震工事ができれば、我々はこういう活動を通じて年間、していきたいんだ、そういった要望とか、それは町内に限らず、幅広くそういったものが意見があれば、それを利用しながらしていきたいと、そんなふうにして、当然そういった中では、地元の協力等も必要になってくると思いますので、そうすれば、今まで北小の運営に協力していただいたその周辺地域、あるいは本当の地元の方々、そういった方がどのような

気持ちでいるのか、あるいはそうした場合、協力体制がとれるのか、そういったことも踏まえながら、その工事というか対応をしていかなければならないと考えて、いずれにしろ、役場がつくった、さあ何とか使ってくださいという状況ではないと、私は思っております。したがって、そういう要望があれば、私は何とかしてでもこの1億円の耐震工事のための予算、あるいはそうした補助の用途を探りながら、活用の方向へ私は行きたいと思っております。いずれにしろ、先に耐震工事を行う、あるいは役場からこうしてくださいというような状況ではないというふうに御理解をしていただきたいと。

私は、さまざまな団体にも意見を照会しております。ただ、やはりこの耐震工事をしていただければ使うけれども、というのはなかなかあるんですけども、小さな団体ではそうした対応もなかなか難しい、あるいは環境としてはすばらしいところでもありますので、大手の学校法人等の活用とか、そういったことも視野に入れながら、あるいは地元のグリーンツーリズムの拠点として、地元の方々が外から来るお客さんを迎える、そこでいろいろな体験教室をする場とか、さまざまな活用法が、私はあろうかと思っております。

いずれにしろ、すぐ役場が決めてというよりも、どう使うんだということをまずしっかり詰めた中で対応を検討していきたいと考えております。役場では毎月、定例的にこれを行っておりますので、決してほっとしているわけではありませんけれども、やはり行財政改革ということをやっている中での新たな支出でありますので、支出する場合には相当な準備が必要、あるいは将来計画等が必要かと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 耐震工事にかかわる歳出分でございますけれども、勘ぐってはいけないわけですけれども、先ほど取り壊すという言葉が出て5,000万、それから耐震工事が相当の金がかかってくると。それで、耐震工事はいつごろなされるのかということに関係するんですけれども、それは地域の要望とか、このような施設に使っていききたいという強い要望があってから耐震工事をするのかというふうなことなんです、その辺は町長さん、どうお考えなんですか。いつ、町有財産会議ですか、ここである程度詰めていると、こういう話ですけども、ここら辺の話の内容はどんななんでしょうか。もう少し具体的にお願いしたいと思っております。

つまり、耐震工事をいつやるのか、それで、そのやる、やらないにかかわっては、地域の強い要望が、このような施設にしたいという、利活用したいというものがなければやらないのか、やるのか。それから、町有財産等々の会議の中で、どのように今、北小の施設が話されているかということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、耐震補強工事をする場合には、補強工事で約1億円、あるいはその後の維持管理費もかかってきますので、どういった利活用があるかということをお前提で

なければ、例えば補助を受ける場合でも補助の対象にならないだろうと。

先ほど申し上げたのは、先に耐震補強工事をやって、何でも使えるから、さあやりましょうという、そういった状況ではないというふうに私は考えております。しっかりとした用途があって、初めて全町的な理解があって、そこに資金を投入して改築をする、そういった御理解が得られるだろうと思っております。それには、やはり、関係団体がこういうふうにご利用したい、あるいはそう利用するなら我々はこういった協力の仕方がある、あるいは我々もそれにうまく、自分も、自分のその仕事あるいは趣味あるいは営業として利用していきたい、そういうチームが組めて、初めて永続的、継続的な利活用が図られると思っておりますので、まだその段階には行っていないということであります。

また、町有財産の有効活用に関しては、月に1回開いておりますけれども、これは町有地の有効活用、あるいはこういった財産の処理、あるいは取得等について協議している中で、一つの検討をしております。これに関しては、ちょっと先ほども言いましたけれども、使いたいという要望も外部からあります。しかしながら、当然資金を持ってやる話ではございませんので、そういったことに関しても、なかなかまだ町民の理解を得るところまでは行けないし、じゃ、どうい、地元がかかわり方をするのかということところにも、まだかかっておりませんので、決まっておりますので、まだ調整という、事務連絡的程度の話でありますけれども、いずれにしろどういう方向、利用をしていくかということが固まり、その後に耐震工事があるということであります。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 町有財産の利用の会議なんですけれども、また町長さん御自身のお考えをお伺いしたいわけですが、実際に地域住民の方はあそこを残してほしいと。それで、あの校舎も入れるようにしてほしいと、こういう要望を前々から持っているわけでありますので、町長さんのお考えは、要望が強くなってきて、当然それに重なって耐震工事をというようなことになると思うんですけれども、それは使わないところで、使いたくないというところで耐震工事をして無意味であると。ですから、町長さんのお考えは、実際に北小の後利用として、利活用できる方向として、考え方はどうなんでしょうか。

壊してしまっって何かにするのか、もちろん地区としては要望出てくると思うんですよ。こういうふうに使いたいという要望は当然出てくるはずですよ。とすれば、もう耐震工事につながってくる。その辺の、町長さん御自身のお考えを再度お伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 使い方でありまして、例えば集会所的な使い方とか、そういったことでは当然、それぞれ地元で集会所等ございますので、今後、新しい交流人口の増大とか、あるいは地域のブランド力の向上とか、あるいは青少年の健全育成とか、そうした町全体で、ああ、そういう使い方なら厳しい財政状況だけれどもそこに投入しようという合意が得られる、そういったものができ上がれば、耐震工事に私も踏み込めるとい話であり

ます。

当然、そうなると、維持管理費もかかってきますので、そういったことも含めて、総合的な収支というか、そういったものを考えながら計画を練っていけばと考えて、現在のところ具体的にこういうふうにご利用したいというところはまだ上がってきておりませんので、今後とも、この前の地区懇談会でもそういった話をさせていただきましたけれども、やはり地元の協力、あるいは思いというのが一つの流れを生むのかなというふうに思っております。

また、今まで大変地区にかかわりの深かった施設でありますので、例えばの話、外部の団体に全面委託をしていった結果、運営は何とか維持の活用を図ったけれども、全然地元の方と関係がなくなってしまうと、そういったこともやはり一つの課題かなということで、地元の方の交流も含めながら、あるいは地元の方の何らかのプラスになる、地元というのは、狭い意味での地元もありますし、この川根本町という意味も含めてですけれども、外部の人との交流をやる場合には、そういったことも加味しながらやっていかなければならない、そう簡単に方向が決まるものではないというふうには思っております。

やはり、こうしたいという町全体のビジョンの中で位置づけできればなというふうに思っております。そういう意味では、町長がこうするというもの、そういう、これは話ではないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 簡単には決まらないというふうな町長さんの御答弁だったんですけども、方向性についてですね。でも、このままほったらかしておけば、ずっと行ってしまうわけで、いつごろまでに、この北小の校舎の利活用ができるのか、方向はいつごろ決まるのか、この1点だけお聞きして、1点目の質問を終わりたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） いつごろという、大変難しい質問であります。

19年度の予算編成の中で、新しい10年の総合計画等が編成され、19年度の予算編成の中で、大体こういった方向で、今後まちづくりが進むんだというのが、これからこの18年度中に固まってくると、私は思っております。

そうした中で、総合計画とも照らし合わせて、その中で、じゃ、町民の方々が、私たちはこういうところで自分たちの力を発揮しようかという、そういった流れができてくる、そういった意味では、この、合併して1年たち、そして、それから一つの町の方向性が決まって、その中で皆さんがいろいろな思いをやってくる、そういう意味では、ここ数年というふうな中で方向を出していかなければ、当然劣化も進んでいきますし、使わなければいろいろなものがありますので、なるべくそれを一つの期限として、なるべく早い時期に方向性は出していきたいなというふうに思っております。

残念ながら、今の状況では、来年度予算編成に組み込めるのかなというところはちょっと無理ではないかと思っておりますので、そうなると次の予算編成時期と、一つの目安にはな

ろうかと思っております。

先ほど言いましたように、この問題は町長がこうしようというのとは若干違うものと思いますので、やはり地域の方々、いわゆる川根本町がどう利用していくのかというところの盛り上がりというのが必要かと思っております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 1点目、ありがとうございました。

2点目の質問に入らせていただきます。

快適な環境づくりの対策ということでございますが、先ほど町長さんの方で御答弁いただいた、例えばそれぞれの地区の旧本川根、旧中川根でも花の会という組織をもって、具体的にその緑化活動を進めていると、こういう現状は私も認識しているところでございます。

この点は、確かにすばらしい、一生懸命花の会の人たちが草を取ったり、それから当番を決めて水をかけたりということをやっております。ありがたい話でありまして、これは、私の考えは、点でありまして、もっと細かい程度をいえば、それぞれの家庭で花を栽培して花壇をつくって、いやしをしているわけでございまして、それぞれの集落では、ミニ公園においては花の会の方々を中心に進めているわけでございますが、私の観点は、それは点であって線ではないと。

要するに、基本的には人づくりを考えているわけでございますが、点から線へ、線から面へというふうな、立体的な、町全体を公園化していくと。最初は集落が中心になっていく、栽培していくわけでございますが、活動を展開するわけですが、それは一つの点であって、それを線に結びつけていくという施策を言っているわけであります。

それで、ただ、それぞれの集落地区で花の会を中心に一生懸命にやっている、これでいいわというふうなことで終わるんじゃなくて、やはり合併したわけですから、旧中川根、旧本川根の人たちが入りまじって、手を取り、活動を通して、そして町の、いい町にしようという、自分たちの町は自分たちでつくろうというふうな認識を育成していくと。そして、それが合併してよかったなというふうなものにつながっていくだろうと、そう考えるわけです。

そうなっていくと、ただ花の会の人たちが花壇をつくって、最終的には総会を開いて表彰して終わっていくという、それは確かにすばらしいことですが、その方々のみの感がするわけで、町全体の認識、意識がまだ高揚していない事実ですので、今言ったように、例えば、青部の人たちが千頭の人たちと一緒に、どここの公園のお花を植えようねというふうな組織的な活動を展開していく、そういうことが、知らない間に線につながっていくだろうと。それで、おらうちの町はおらうちでつくるんだというふうな認識も出てくるだろうし、やっぱり合併してよかったな、旧中川根の人たちと一緒に仕事をしてよかったなというふうなものが必ず出ると思うんです。

そういうふうな認識で、私は、点から線へ、線から面へと、こういうふうな活動が展開で

きないだろうか、ただ町全体を公園化なんていう大それたことじゃなくして、もっとささいなことで結構ですので、そういうふうなことを意図的に実践化していくことができるはずだと思います。ぜひその点を、町長のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 澤畑議員は、花づくりということの一つの例として、これからのまちづくりのあり方を提言されているというふうに理解しております。そういう意味では、まちづくりをする場合に、それぞれの役割というのを認識する必要があるかと思っております。

私は常々、町全体を見渡せば、片方に町民がいて、その対極という言葉が悪いですが、対極に行政があると。その中間に自治会があり、あるいはまちづくりの団体があり、あるいは今言われた花の会というような団体がある。それぞれがそれぞれの役割を認識しながら連携をしていく、あるいは一つの目標を持って協働していくという、そういった取り組みがまちづくりになるというふうに思っております。特にこの花、あるいは環境に関しては、訪れる人だけではなく、住んでいる人も快適な環境というのは必要でありますので、大事なことというふうに思っております。

ただ、若干、私が思うのは、こことここと一緒にこれをやってくださいというようなものではないような気がいたします。したがって、例えば自主的に、じゃ、この地区とこの地区の花壇が整備された、だけれども、じゃ、その地区と地区を結ぶ道路が少し荒れているんじゃないか、じゃ、間も少し整備しようというときに、両地区の方が相談して、じゃ、いついつやりましょうという、そういう自主的な動きというのが、まず基本にあるだろうと。そのときに、じゃ、その道路の規制の問題とか、あるいは資材の問題とかに関して役場がお手伝いすることはあるだろうと、あるいは道路を管理している県、あるいは国に対してお願いすることもあるだろうと、そういった役割がそれぞれあるかというふうに思っております。

そういったことを御質問されているのではないとわかっておりますけれども、役場がお金を出して、ある程度資金的なものを出して、これこれやってくださいというものでは、若干まちづくりの協働とは違ってくるだろうと思っておりますので、そうした自主的な動きに対しては、議員が指摘されたとおり、しっかり役場としても対応していきたいと。あるいは、一つのテーマを持って、19年度は地区の主要道路に面したところを少しきれいにしましょうよと、20年度は少し、区と区の間も整備しましょうよといった、そういう方向づけというのは、例えば花の会なり、そうした自治会の皆さんとか、そういったところに提案をして、これは強制じゃなくて提案をしていく、そういったことも必要だろうと。それで、例えば、くどいですがけれども花を植えるならシバザクラを植えてみませんか、シバザクラの町にしましょう、木を植えるなら桜を植えてみましょう、あるいはもみじを植えてみましょう、そういったいろいろ一つの方向づけというのは、やはり行政の役目だろうと、そんなふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 澤畑義照君。

5番（澤畑義照君） 町長さんのお考えがわかりました。ありがとうございました。

それで、もう1点、花についての要望が中心だったんですけれども、花いっぱい運動の推進と、もう1点、緑化というようなことで、町の木、これはいつごろ決まるのかというようなことと、それには、具体的ですけれども、それで、その花も決まれば、花の種を児童・生徒それぞれ学校に配布して、子どもたちの手で全町へ花いっぱい運動を展開していくとか、それから植樹の場合には、もちろん子供たちだけできないので大人も加わって、地域も指定して植樹する場所を指定して、意図的にそこをアレンジしてみるとかというふうな方向をとっていただきたいと、このように考えていますが、町長さんのお考えを、最後ですがお伺いして、私の2点目の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） きノウ、9月20日を迎えて、朝起きたときに、ああ1年たったんだなということで、さまざまなことを思いながら役場に来たわけですけれども、合併して1年、やはり我々もこの1年間というのは、合併したさまざまな、言葉はあれですけれども、修正作業というのに追われてきたと。それで、それを受けて、大きな流れの中で合併も一つの手段としてまちづくりを推進してきた、本当に、それぞれが頑張ってきたなというような思いで、きノウ、いたわけですけれども、この、どうしても合併に伴って、9月20日に決めなければならない、例えば町名であり、あるいは町章であり、そうしたものが、いろいろな協議の中で決まってきました。

私は、そうしたものは当然ですけれども、何が何でも法的に必要ではないものというものに関しては、もう少し皆さんが合併になれて、その中で、先ほど言いましたように、町の総合計画等ができて、うちの町は水と森の番人の中でこれを生かしていこうという、そういったものが出てきたときに、おのずと、これを何々の一つのシンボルにしようというのが出てくるのではないかと、そんなふうに思っております。

今ここで、例えば公募した場合、私は、その将来的な、例えばそういったシンボルの必要性よりも、やはり人間ですので、今までなれ親しんできたものもいいという気持ちも働くのではないかと、そんなふうに思っております。

ここ、川根本町としてスタートして何年かたって、先ほど言ったように、ここでこの町をさらに頑張っていこうというところが出たときに、じゃ、それにふさわしいシンボルは、この分野ならこれだね、この分野ならこれなんていうのが、川根本町住民としての意識として出てくるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、現時点では早急にそれを決めるということは、今のところは考えておりません。

その中で、町民の方々から、どうもこれがないと都合が悪いよ、つくろうよという声が上がってくるかと思えます。そういった自発的な部分も受けとめながら、順次決めていけばいいかなというふうに思っております。

当然、議員がおっしゃるように、シンボリックなものが決まると、そこへ心が集まりやすいということで、いつまでもない状態がいいとは思っておりませんが、もう少し冷却期間を置いた方がいいのかなという気持ちは持っております。

議長（佐藤公敏君） これで、澤畑義照君の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

鈴木多津枝君、発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木多津枝でございます。

通告に基づきまして、ただいまより一般質問を行います。

最初に、安全・安心のまちづくりについて4点伺います。

ことしの9月1日の防災訓練は、台風の影響を受けて珍しく雨の中での訓練となりました。県との情報伝達の悪さから各地で混乱が起きたことが報道されましたが、当町でも町政懇談会で、徳山区の区長さんより行政の情報伝達の危機管理に対する厳しい質問が出され、町長の回答に納得された様子ではありませんでした。

また、防災担当職員のお骨折りで、徳山区ではこの日、昨年の新潟地震で壊滅的被害を受けて数日間孤立した山古志村の当時の企画課長さんをお呼びしまして、そのときの状況や復興に向けた取り組みなどの体験を聞き、防災意識を向上させました。

そのせいか、平成3年に長島ダム工事用の仮締め切りが決壊し、大井川が急激に増水して大洪水となり、各地に大変な被害をもたらしたとき、徳山区でも浅間神社裏の護岸を越えて流れ込んだ大井川の水を、昼間の人手不足の中で、ももまでつかりながら土のう積みのリレー作業を行い、懸命に防ぎましたが、一番低い数軒は床上浸水を防ぐことができなかったという大井川のはんらの怖さを思い出した人も多く、自分らは大規模地震で一番恐ろしいのは、井川ダムが崩れたらどうなるかということだ、行政も議員も、そういうことを住民に何も知らせないじゃないか、井川ダムは震度幾つまで大丈夫なのか、もし壊れたら何時間でどれだけ水位が上がるのか、どこまで逃げればいいのかと、ある集まりで訴えられました。

国が被害想定をしていないはずはないと思いますが、もしないなら、きちんと住民の不安に答える回答を示ささるべきです。

そこで、1点目の大井川上流ダムの耐震度及び井川ダムが決壊した場合の大井川の洪水被害想定などの情報公開と安全対策について、町はどこまで把握しているのかを伺います。

2点目です。これも山古志村の話から教えられたことですが、大規模地震で孤立が予想さ

れる集落に、衛星携帯電話を配備することの重要性を教えられました。ミルクや医薬品の欠乏に大変苦労したことや、一刻を争う人命救助に対応するためにも、通信基地が壊れて通信不能になることは十分に予測でき、集落の情報孤立を防ぐことは重要です。旧佐久間町では全集落に配備したという話も聞いていますが、当町でも孤立が予測される集落への衛星携帯電話を配備して、せめて情報の孤立を防ぎ、緊急に備える考えはないか伺います。

3点目に、これもまた山古志村の経験のお話に誘発されたものですが、豪雪地帯の山古志村では、昔から雪の重みに耐えるよう大きな柱を使って家を建てたため、ほとんどの家が傾いたけれども倒壊した家はないと、そのため、阪神大震災で最大の死因となった圧死も1人もなかった、火事も出なかったとの話は、家屋の倒壊や家具の転倒を防ぐことが、被害を小さくするためにどんなに必要かを改めて認識させられました。現在、当町では、65歳以上を対象にした家具転倒防止金具の固定サービスをシルバー人材センターに委託して行っていますが、65歳以上という年齢制限をなくして、希望する一般世帯に実施する考えはないか伺います。

また、実施例の少ない住宅の耐震補強補助制度も、県の30万円の補助に町が20万円上乗せしていますが、その対象条件を緩和し、上乗せ額を増額して、地震に強い住宅改善を進める考えはないか伺います。

4点目に、防災訓練における地域自主防災会との事前の連絡を密にし、備品、非常食の配備や住民の防災意識を高める取り組みへの支援を充実強化する考えはないか伺います。

次に、2つ目のどの自治体も将来の存亡をかけて取り組んでいる、子育て環境の充実について5点伺います。

まず最初に、妊婦や乳児、幼児を対象にした健診や相談など、さまざまな取り組みが行われていますが、合併により、それまでは旧町それぞれの会場で実施されていたのが、子供の数が少ないことを理由に交互に1カ所の会場となり、若いお母さん方の大きな負担となっています。今までどおり、それぞれの会場でやってもらいたいとの訴えが、旧町どちら側の住民の方からも寄せられています。よその町から来て日が浅い若いお母さんにとって、赤ちゃんや幼児を乗せてなれない山道を長時間運転するのは危険も増大し、大変なことは想像にたくありません。

それでなくても、合併によるサービスの後退はしないと大きく約束された町長にとって、一番重要なところでサービス後退による経費節減は、よもや許されないことと思いますが、改善される考えはないか伺います。

子育て支援の2点目は、これまで緊急課題だと何度も繰り返し要求し続けてきた、乳幼児医療費補助の小学校卒業までのすべての子供を対象に拡充することについてです。

決して実現不可能ではない、乳幼児医療費補助の小学校卒業までのすべての子供への拡充です。すぐ近隣の市で、このように若い親たちがどこに住もうかと考えるときに、当町より島田市の方がよいと判断するのに重要な条件となることを、いつまでもおくれたままで放置

しておいて町が守れると思うのですか。少しでも近隣より子育て負担を軽減して、若者の流出を食い止め、さらには保育園や学校など、身近で小規模のよさを生かし、自然に恵まれた子育て環境の拡充で、ここで子供を育てたいと、よそから住んでくれる人が増えることも決して夢ではない町にできるはずです。

一番生活力が大きい所得階層を補助対象から外すことが、一体町にとって本当に経済効果のあることなのか、多額なお金をかけてお祭りや行事をやり、波及効果だと言われるなら、真っ先に考えるべきではないでしょうか。

このような観点からも、乳幼児医療費補助は所得制限をなくして、小学校卒業までのすべての子供へ拡充すべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

3点目は、当然のことながら、地元の人たちの強い反対に遭って、住民不在の無謀な一園化計画を進められないでいる藤川保育園の存続と、休園のままになっている地名保育園を若者定住策の成功のためにも再開することを強く要望するものです。

かつては地域の拠点だった小学校が統廃合でなくなってしまった地区にとって、保育園は高齢者と子供の交流を守り育てる唯一の拠点であり、子供にとっても身近に保育園があることほど、安心・安全なことはありません。少ない人数では集団の効果が少ないとか、父母の多様な要求にこたえるには1園にしないと、どの園でもやると財政がもたないなどと、安易に大人や行政の都合を押しつけて子育て環境を後退させるのは、命取りにもなりかねない重大な問題です。藤川保育園の存続と地名保育園の再開について再度町長の考えを伺います。

4点目に、これも父母や住民の要望の強い、先ほどもトップの中田議員より質問がありました小学生の放課後学童保育の実施について伺います。

先ほどの答弁では、19年度内にプランを作成し、町内全小学校で余裕教室などを活用しながら考えているということでしたが、学校から離れたところでは、保育園や幼稚園なども視野に入れていいのではないかと思います。また、どういうふうに要望があるのか、住民の人たちへ、あるいは学校を通じてお母さんたちへアンケートを実施する考えはないか伺います。

島田市は、旧島田市側の小学校区で9カ所、民間で2カ所、旧金谷側でも2カ所を小学校の余裕教室や学校・保育園の敷地内に設置しています。隣の川根町では、学童保育はありませんが、21年前の昭和60年に児童館を開設し、17年度の実績で年間247日開館して、7,487人が利用したそうです。

当町には学童保育はおろか、児童館もありませんが、南北に長い当町では、1カ所の児童館より保育園敷地内や小学校の1室を活用した学童保育の方が子供の負担も軽く、親の安心も大きいはず。また、地域の高齢者の協力も得やすいと思われそうですが、働くお母さんが増え続けた現在、避けて通れない小学校の放課後学童保育について、実施の見通しや時期の見通しなど、町長の考えを伺います。

最後の5点目の質問です。

町民の憩いと交流の場、子育て支援の場として、身近な公園、遊び場の整備を行う考えは

ないか伺います。

旧中川根で行ってきた手づくりふるさと支援の補助を終了せず、もう一度再開し、特に公園、遊び場づくりを進める考えはないか伺います。

以上の質問によろしく御答弁お願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて2つありますので、1点目の安心・安全のまちづくりについてから答弁をいたします。

ダムが決壊した場合の大井川の洪水被害想定などの安全対策についてであります。

ダムの建設に当たっては、強固な岩盤を基礎として選定するとともに、国等で定められた耐震設計基準に基づいて設計しており、河川施設等の構造令に基づき耐震性を確認してつくられております。また、井川ダムを初め、大井川上流のダムは、前述のとおり耐震性を確認しているため、地震によりダムが決壊して洪水被害が発生するとの想定はしておりません。

兵庫県南部地震等においても、これまでの耐震設計基準により設計されたダムに欠損等に至る被害はなく、耐震性を確認しております。管理しております中部電力にも確認をしております。

次、大規模地震等で孤立が予想される集落に衛星携帯電話の配備ということであります。

町内で孤立の予想される集落については、7月と8月に県中部地域防災局と町において集落の状況を確認調査しております。調査を実施した孤立予想集落は、接岨地区、いわゆる梅地・長島・平田地区であります。大間、奥泉、いわゆる八木・小山・土本、坂京、小幡、富士城、平栗、沢間、これは池の谷・土本も含みます。尾呂久保、八中、久保尾、これは3地区、久保尾・向井・原山となります。壱町河内、壱町河内と文沢、下泉の小竹地区であります。

この区において、行政防災無線、県防災無線、衛星携帯電話を持ち込み、通信試験を行っております。行政防災無線の不感地帯は接岨地区の梅地、長島のみであり、その他は傍受可能でありました。このほか、同報無線のアンサーバック機能を有する区が接岨、奥泉、坂京、八中、下泉、壱町河内、久保尾、尾呂久保、このうち同時通話、無線通信が可能な地区が壱町河内、久保尾、尾呂久保であります。

質問の衛星携帯電話については、購入価格等が高額であるため現在7台の衛星電話を保有しております。本庁に2台、総合支所に2台、接岨区、大間区に1台で、町長が1台持参しております。年間の維持管理等を考えますと、今後この衛星携帯を積極的に導入する必要は検討をしておりません。

しかしながら、町内のアマチュア無線技師との災害非常時通信について協定を締結する準備を進めており、こうしたアマチュア無線の活用等を通じて、各地区に二重、三重の通信手

段を準備することで災害に備える計画であります。

また、家具の転倒防止や住宅の耐震化の支援についてであります。

今年度より県の大規模地震対策総合支援事業で、家具等転倒防止取り付けサービス事業を実施しております。町内在住の65歳以上の方のみの世帯を対象に実施しております。これについては、俗に災害弱者と呼ばれる高齢者世帯を対象に実施しておりますが、対象世帯が町内に1,000世帯余り、今年度対象世帯に向け、取り付けに関する希望をとらせていただきましたが、大変好評で、今年度は70世帯に取りつける予定でいます。事業の趣旨から、まずは災害弱者への支援の充実が第一義であり、それ以外の町内世帯は現在のところ拡充は考えておりません。こうした事業の趣旨を御理解していただきたいと思っております。

また、住宅耐震補強制度の緩和による住宅改善についての御指摘であります。

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、または同日工事中の木造住宅の耐震補強助成事業に伴う補助金については、交付要綱で交付条件を満たしていれば、1棟ごとに30万円以下とし、高齢者が居住する住宅または大井川産材使用住宅の場合は、50万円以下を交付する規定を設けてあり、17年度には1棟への交付がありました。

東海地震の発生が予想される今日、町民の皆様は耐震の重要性を十分認識されていると思っておりますが、必要経費等を見積もった上で検討され、交付申請を提出されているものと思われまます。現在の制度が十分なものとは思っていませんが、私財であることや多くの皆様に活用していただくためには、現時点での補助額の増額は考えておりません。

しかし、木材の利用拡大、定住人口の増加、耐震補強などを含めて、要綱などの見直しは必要に応じて考えていきたいと思っております。

防災訓練の改善についての御指摘であります。

防災訓練については、9月1日の総合防災訓練、12月の第1日曜日に行われます地域防災訓練の年2回実施しております。東海地震が叫ばれてから30年余り経過し、以降さまざまな訓練が展開されてきましたが、確かに訓練のマンネリ化も一部には見られるという御指摘もあります。訓練なれをしていて、訓練をするための事前準備を国・県でも要求されます。町においてもそういったことがあるわけで、訓練を成功させることに神経が行っている風潮も確かに感じるところであります。

訓練については、いかに実災害に近い想定で行うかがポイントになり、当町においても実践を想定した訓練を行っております。したがって、事前準備というよりも、そうしたぶっつけ本番のそうした訓練等も行っておりますので、なかなか反省材料が多い点もありますけれども、そうした部分を克服しながら、より実践に即した、突発的対応に即した訓練を今後とも行っていきたいと考えております。

今回の町の本部運営訓練は、発災後、一般加入電話、携帯電話が不通になった想定で、訓練中にも両電話は一切使用しませんでした。それにより新たに浮き彫りになった問題点も数

点あり、これについて順次改善を講じて対応する予定であります。今後もこうした実践に即した訓練を行い、ポイントを絞り、一つずつ検証し、災害に備えていきたいと考えております。

備蓄非常食については、各家庭が3日分の食糧を保持する、そういったことを基本に考えていきたいと考えております。しかしながら、観光入り込み客、あるいは救助災害支援等に対する食糧等の備蓄対応はしていかなければならないと考えております。

今後も山古志村の例を言うまでもなく、いつ災害が起こるかわかりませんので、防災意識の高揚に向けた啓発も行っていきたいと考えております。いずれにしましても、発災すれば、自主防がどのような初期対応を行っていただけるか、そういったことが大きなポイントとなりますので、自主防との連携を強めながら、訓練を重ねていきたいと考えております。

次に、子育て環境の充実についての質問であります。

健診や相談事業の拡充と場所の改善についてであります。

現在川根本町では、各種予防接種のほか、母子保健法に定める1歳6カ月児・3歳児の健康診査や新生児訪問、5カ月児・8カ月児乳児相談、2歳児・2歳6カ月児歯科検診等を行っております。このほか、親子なかよし広場、すこやかサロンにおける発達指導などの事業を推進しております。各健康診査等は医師、歯科医師等による検診はもとより、保健師等による母性または乳児・幼児の健康保持、増進のための育児に関する相談に応じ、個別または集団的に必要な指導、助言を行うものであります。

川根本町でのこの数年の出生数は30人前後となっております。また、本年度は4月から現在までの6カ月間において、開発センター保健室で行っている健康診査は各3回の実施において、1歳6カ月で延べ20人、3歳児で延べ25人、文化会館の保健研修室で行っている歯科検診は各3回の実施で、2歳児で延べ13人、2歳6カ月児で延べ13人となっております。成長期のお子さんにとって、保護者の個別の目線ばかりではなく、集団の中での目線で見て感じていただくことも重要なことであります。

本町の地理的な状況もあり、会場まで比較的時間を要することもあります。この事業の内容の必要性を御理解していただき、協力していただきたいと考えております。

乳幼児医療費補助の小学校卒業まですべての子供にという御指摘であります。

これは、今までも何回も御答弁しているとおりであります。

しかしながら、少子化対策として子供を2人、あるいは3人、4人という、産んでいただきたいという要望も強くなっております。特に3人以上子供を産まれた方に対するいろいろな意味での支援、経済的な意味も含めて、そういったところの中で、こうした乳幼児医療を取り上げている町村もございます。現在のところ一律にこうした小学校卒業までの乳幼児医療費補助の拡大は考えておりません。今後、子育て支援の中で、例えば3人以上産んだ家庭に対する支援をどうするか、そういったことにおいて、さまざまな議論が出てくると私は考えております。

藤川保育園の存続と地名保育園の再開の御指摘であります。

これも今まで再三御答弁しているとおりであります。平成16年8月10日付の中川根町立保育所運営委員会の答申を踏まえた中で、旧中川根町または川根本町の方針をお示しし、保護者、地区住民の方々と協議を進めております。平成17年度にいただいた保護者の御意見、あるいは平成18年3月1日には、元藤川地区住民の署名を添えた要望書の提出を受け、これらを踏まえ、保護者、地域の方々に御理解いただけるよう協議を継続して実施しているところでもあります。

また、休園中の地名保育園につきましては、休園前の在園児9人に対し、現在通園の見込まれる地域内児童は4人、現状では急激な増加も見込まれないため、再開は難しい状態にあります。幅広い子育て支援という中で、地名保育園の施設の利用を考えております。

今後も保護者や地域の方々との協議を重ね、皆様の意見を聞きながら、園児にとって保育環境がどうあるべきか、予測される園児数の推移や厳しい財政状況の中での安定した保育運営等を検討した結果として、将来川根本町の中で公立2園とすることが適当と考えております。

学童保育の実施であります。

これは、先ほどの中田隆幸議員の質問にもお答えしておりますので、同じ部分は省略させていただきます。

他町の例も挙げられましたが、本町としては、学童保育という事業ではありませんが、現在本町教育委員会では国の委託を受け、地域子ども教室推進事業を中央小学校と中川根南部小学校で実施しております。これは地域の大人の教育力を結集し、子供たちの放課後や週末におけるさまざまな体験活動や、地域住民との交流活動を支援するというもので、子供の居場所づくり事業の一環であります。本年度は指導員の方が34人、家族ボランティアが5人で、受講生は全学年が対象で中央小33人、南部小45人、合計78人で活動が始まっております。こうした事業も、子育て支援という視点からもさらに必要になるのではないかと考えております。

今後の対応につきましては、先ほど述べたように放課後子どもプランの中で検討していきたいと考えております。放課後子どもプランに関しては、国・県・市町村が各3分の1の負担というふうに想定しております。

身近な公園、遊び場の整備ということで、現在川根本町では児童遊園として下泉、三津間、小長井、千頭及び奥泉の5カ所を、またこのほか公立3園の保育園及び休園中の地名保育園、旧瀬平保育園の遊具と広場を児童施設として整備しております。

また、手づくりふるさと事業のような事業の再開で公園の整備をという御指摘であります。こうしたことにおいても、現在受け皿となる区の再編等も区長会にお願いしているところでもありますので、こうした体制が整えば、手づくりふるさと事業的な事業を再開し、区の特性を生かした、あるいは区民の力を生かした、こうした公園整備も一つの大きな事業の柱にな

ろうかと思っておりますので、そうした体制整備を進めていきたいと考えております。

以上、9点についてお答えさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

答弁をお聞きしていて、本当に子育てから遠く離れたせいなのか、現実に今子育てをしている人たちに対する温かみを感じられない答弁で、本当にかっかりしました。

まず最初に、安心・安全の方は後回しにして、記憶の新しいところで子育て支援の方を再質問をしたいと思います。

まず最初に、乳幼児医療費の補助の助成の拡大についてですけれども、新町の建設計画で新町が実施する主要事業の中にも子育て環境の充実ということをやつて、保育需要の動向に対応した保育サービスの提供というのやつていますけれども、身近な公園の整備、あるいは乳幼児医療費助成の拡充ということもしっかりと明記されています。また、妊産婦相談、あるいは育児相談、健診事業の充実ということもやつていて、本当に新町建設計画をそのまま実施すれば、若い人たちが元気が出る町になるだろうと思われる計画であるのを改めて感じました。

今月14日の静岡新聞をごらんになられたか知りませんが、島田市で市議会が開かれているんですけれども、その中の市長の答弁で、ことし4月から小学校3年生まで乳幼児医療費を拡充したと。それで7月までの4カ月間に495万円の利用があったと。意外と少ない金額なんですね。卒業までの拡大は実績が確定していないので、来年度以降の検討課題としたいというふうに述べたという記事がありました。金谷町が、合併前に小学校入学前のすべての子供を対象に医療費を無料にしていたということで、このすり合わせのために小学校3年生までということをしていたようですけれども、当町のように所得制限を設けていたんですけれども、ことしの18年度から島田市では所得制限も外しました。それは、理由は県内で所得制限を設けているところがほとんどないということで、この中部地区では川根町と川根本町ぐらいで、あと岡部町があるということをお聞きしました。

こういう中で、本当に町長が一番活力のある人たちをこの町に引きとめたいというふうに思わないのかどうか、わずかなことでも、すぐそばの町とのこういう格差を広げていくことについて、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当町においても、やはりさまざまな取り組みをしながら若者が定住でき、あるいは子育てができる環境を整備していきたいと考えております。当然、その町のやり方によってさまざまな取り組みの仕方がありますし、全体的な中でこうしたものを考えていかなければならない。もちろんそれぞれ制度には利点がありますので、各町ではそれを1つのポイントとしてやられていると思います。川根本町、あるいは旧中川根、本川根のそうした制度も組しながら、この川根本町という制度が合併協議の中で出ております。それをま

ず尊重しながらやる、そんなふうを考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に、防衛線を張ったような答弁ばかりで、何度聞いても、町長のそれが本心だとしたら、本当に情けないというふうにしか思えないんですけども、町のやり方がそれぞれあるというふうに言われるんですけども、それぞれの町が本当に必死に子育て支援のところで頑張っていて、若い人たちの定住を図る、子供が増えるまちづくりを進める、このことを頑張っているわけですね。

そのときに、町長は最初の答弁でも、もし乳幼児医療費も必要、効果も考えられるけれども、やるとしてもすべての子供に一律にやるわけじゃない、3人目からだなどという、本当に情けない答弁をされたわけですけども、現にすぐそばの町でそういう支援をやっている、出産祝い金なども当町よりはるかに多い金額を出している、そういうところがあるのに、そして生活が便利、若い人たちがどこに住もうかと考えたときに、本当に選ぶ条件の一つになっていくわけですよ。そういうことを放置していいのですかと聞いたんです。どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げたのは、子育て支援の場合はさまざまなアプローチの仕方があるだろうと、乳幼児医療費の補助だけが子育て支援では私はないと思っております。また、現在の制度というのは、県下の一つの基準の中で行っている未就学児というところでやっておりますので、一つの目的は達成しているというふうに考えております。それからプラスは、それぞれの拡充は町の状況とか、あるいは重点施策の中で実施されているというふうに認識しているということ。

それから、3人目、例えばという、先ほどやるという、やらないとかという、した覚えはございません。ただ、子供をたくさん産んでいただきたいという、そういったお願いをする中で、1人、2人の人と、あるいは3人、4人という人のその経費の差というのをやはりお願いする以上、何らかの形で見ていかなければならない、そういったことも今後は想定される、その中にこうした医療費の補助というのも入ってくるのかな、一つの例として申し上げたことでありますので、やるなら3人目とか、そういったことは言った覚えはございません。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 格差の問題はどうか、近隣の。例えば島田市との差の問題。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ですから、乳幼児医療というのだけが子育て支援とかということではなく、教育の環境とか、あるいはそれを取り巻く社会の状況とか、あるいは学校の状況とか、そういったものさまざまがあって初めて子育ての環境ということ、その中で、それぞれの分野には当然格差というのが生じますけれども、受け手側はすべてそういったものを全体的に見た中で、じゃ適しているのか、自分たちに合っているのか、判断していただけないというふ

うに思っておりますので、殊さら乳幼児医療費だけを取り上げて格差があるという御指摘は、少し全体の視点が欠けているのではないかと、私は思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 乳幼児医療費補助において明らかに差があるということについて、町長はそれを埋めて、なるべく自分の町にいてもらいたいというふうに思わないのですかということ聞いたんです。

なぜならば、例えばアンケートを以前したことがあるんですけども、若いお母さんたちが、以前は金谷町が無料だったものですから、どうせ住むなら金谷に住みたいとか、自分の町が小学校まで無料になったら、うちの町はいいよと呼びたいと答えた人たちが何人もいらっしゃいました。

そういう中で、町長は明らかに島田市との格差ができていて、島田市の姿勢との違いが川根本町にある。そういうときに、若いお母さんたちに本当に島田市に負けにくいぐらいの子育て支援をしますよというふうに、なぜおっしゃらないのか。やり方、乳幼児医療費だけが子育て支援ではないと言われていましてけれども、じゃ島田市にまさる何が、町長はPRする何かあるとお考えですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 学校の教育環境、あるいは地域のその社会的な状況というのは、私は子育てに適している部分が多いというふうに考えております。

また、先ほども放課後の活動について、地域の方が支援して行っているということもありました。そういった活動というの、やはり子供たちの総合的な学習環境というか、生活環境のメリットというふうに感じております。

また、これだけの自然環境の中で過ごせるというの、また安心・安全の意味も含めてメリットがあるというの、もちろんそれをしっかり当たり前に感じていることを意識づけていく、それをまた当たり前の環境を守っていくという、そういった取り組みは当然必要でありますけれども、私はここの子供を育てる環境というの、すぐれたものがあると思っているし、それだけやる気のある地域の方、あるいは学校関係者、そして行政のスタッフ等がそろっているというふうに思って、これで100%ではありませんけれども、そういったものを維持していけば、すばらしい環境は、これからもお母さんたちにも納得していただけるものがあるというふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私町長がおっしゃるように、川根本町の教育環境、子育て環境、自然があって、保育園がたくさんあって、小学校もたくさんあってということでは、本当に少人数の教育、保育がされていて、子供たちが安全に守られているという点では十分同感ができます。

でも、現実に子育てをしているお父さん、お母さんたち、若い人たち、本当に車のローン、

家のローン、次々とお金の出ていくことが多くて、2人で働いてやっと子供を育てているという状況なんですね。そこで、いつ病気になるかわからない、突発して月末のお金のないときに子供が病気になるかもしれない。そういうときでも安心して、私は無料とは言いません、500円の今の制度を拡大して、500円玉を持っていけば、安心してお医者さんにとにかく診てもらえるんだ、早目に病院に行くことによって、お母さんたち、仕事を休んででも行くことによって、子供を重症化しない、手おくれにしない、そういう対策を立てるための乳幼児医療費なわけですけれども、町長はそこを一つの乳幼児医療費だけが子育て支援ではないと、こう言い切っていますけれども、その理由は何なんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 例えば、全町的な議論の高まりとか、そういった中で、いや、この乳幼児医療費だけはどうしてもという、そうした大きな流れが私はあるとは感じておりませんし、私はそれよりも子育て全体的な環境の整備、あるいは逆に若者が住めるような住宅の整備、そういったことに今、資金を投入しております。

この医療費に関しては、高額医療費の問題、あるいはとりあえず日本の場合は、保険制度というのが会社に勤めようが、自営業でも整備されている。また、母子家庭等の医療費助成、あるいは重度心身障害者医療費助成と、特殊な、あるいは厳しい状況の中ではそれに対しての支援制度もあるという中で、一般的に医療費助成を今後拡充していかなければ、子育て支援ができないという状況には私はないというふうな現在の認識であります。

もちろん、子育て支援がこれだけではありませんので、これを私の町では、これを一つの目玉として子育て支援を行うという町もあるうかと思えますけれども、現在ではそれを川根本町としてとるといって、私自身の考えはないということであります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それでは、所得制限について、乳幼児医療費、児童手当もそうなんですけれども、児童手当は国の制度の中でということで、町の裁量がどれくらいできるのかわかりませんが、乳幼児医療費補助については、所得制限を設けていない自治体がほとんどの状況の中で、当町は所得制限を設けています。

以前、県が補助を引き上げるまで、小学校入学までに引き上げる前は、当町は所得制限を設けていなくて、すべての子供の小学校入学前の乳幼児医療費補助を1回500円、4回までというふうにやっておりました。県が補助を当町と同じ補助年齢にしたときに、県は所得制限を設けた、そしたらそれを県からの補助金が増えたにもかかわらず、当町も県に合わせてしまった、その理由は何ですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在のこの乳幼児医療にかかわらず、こういった補助制度の流れとしては、やはり応分の負担はいただく、あるいはその所得の状況によって所得が足りない人たちには支援をする。あるいは所得がある人には多くいただく、あるいは制限を設ける。そう

いったさまざまな流れにいと私は思っていますし、それが本来の姿だと私は思っております。

たくさん町の財政があったときには、いかにそれを配分するかというのが一つの社会的な課題かと思えます。現在はいかに配分をするかということよりも、いかに支えるかという、いわゆる皆さんがそれぞれ応分の負担をしながら、この制度を支えていくかということが社会の命題になっていると私は思っております。そういう流れの中で、一つの契機として県の制度が改正されたときに、私はこうした方向を出させていただきました。

この乳幼児医療費制度の現状は維持していかなければなりませんけれども、そういう意味においても、やはり所得のある方からは、その所得に応分な協力の仕方があるだろうと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 所得があるというのは、どれくらいの所得があるというふうに思われているんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在この資料、それについての資料は持っておりませんが、それはまた、私が判断、そのときの当時の資料の中では十分払っていただけるんだろというふうな中で考えております。

ただ、先ほどから私も再三言っておりますけれども、子供が1人の家庭と、子供が4人も5人もいる家庭が本当に同じ制度でいいのかなというのは、常日ごろずっと私は思っている。ですから、先ほども3人目以上に対して何らかの対策をしなければ不公平になるよという思いは、そういう意味では、仮に所得があっても5人も6人もお子さんがいれば、あるいはその中の何人かがたまたま病気になってしまったときの所得、そういったものの負担というのは多いだろうと。所得が普通の家庭でも、子供さんの数が少なければ、その苦勞する期間というのは短いだろな。そういった不公平感をどういうふうに制度上少しでも緩和できるのかなということは、常日ごろ考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 所得制限は、700万円から児童手当に準じて800万円に引き上げられましたよね。いろんな計算の仕方があるんだと思うんですけども、目安はそれくらいで、夫婦2人で働けば、それを超す人たちというのはいらっしゃるわけですよ。いないわけじゃない、この町に数人いらっしゃる。そういう人たちが、じゃ見回して特に物すごく派手な生活をしているというわけではない。それなのに、町長はそういう人たちを、今まで全員を対象にしていたのにわざわざ外してしまった、これは明らかにサービスの後退ではないかと思っておりますけれども、合併に伴うサービスの後退ではないので、これくらいにして次の質問に移ります。非常に子育て支援に対する冷たい町長の態度が明らかになったということを書いて、次の質問に移ります。

時間がないようですので、子育て支援をやめまして、井川ダムの決壊についてですけれども、中電にも確認したし、耐震性が確認されているから強固な岩盤に建てているから大丈夫だというふうに言われましたけれども、じゃ耐震度は幾つなんですか。どれくらいの地震に耐えるということになっているんですか。すべての地震というふうに断言できるのかどうかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在、それぞれのダムが何度の耐震という情報は、私は持っておりませんが、国で定めた耐震設計基準に合致しているという報告を受けておりますので、安全であるというふうな認識を持っております。

また、必要があればそうしたものに関しては、例えばわかりやすい震度であらわす等の資料がいただければ提供はしていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ダムはもちろん言うまでもないんですけども、中が空洞になっていて、非常に怖いというのが住民の人たちに認識が強いわけですよ。こういう質問は議員が時々やっているらしくて、昔も議会でやられた、私も井川ダムではありませんけれども、その水路橋のことを言ったこともあります。そういうふうになが空洞になっているものについて、耐震度が幾つかというのを、私が通告を出したにもかかわらず調べていないというのはどういうことなんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） いわゆる洪水被害が発生しないという、その想定という返事をいただいておりますので、それ以上のことに関しては必要があれば調べて情報は提供していきたいと考えております。

また、中空式ダムというのが危ないという議会での公式的な発言をされましたけれども、我々としては中空式ダムだから安全ではないという認識は持っておりません。そこら辺もしっかりとした情報を確認した上で住民の方に余分な不安を持たないように情報は出していきたいと。私も中空式だから危ないというような認識は持っておりませんし、もちろん電力会社もそういった認識は持っていないと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 中空式だから危ないという町民の人たちの声がたくさんあるということなんです。それに対して行政が、じゃ中空式でも大丈夫なんだよ、耐震度はこれくらいだから大丈夫ですよ、最高に大きな地震でも大丈夫ですよということを示すのが、こういう通告に対する町長の誠意ある答弁じゃないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 例えば井川ダムあたりで貯水量というんですか、約1億トン想定されていると。

したがって、ダムの最深部では90メートルの水圧に耐える構造の重力式ダムとなって、そういった構造上の問題からも十分地震に耐えられるという報告を受けておりますので、そういった旨を答弁とさせていただきます。

今後とも、そうしたものに対して、さらに詳しい町民が安心するために必要となれば、そういったことに関して説明を受けて、それをまた情報を提供していかなければならないというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私が最初の質問でなぜ平成3年の仮締め切りの決壊の話をしたかという、あのときに本当に崩れる想定でつくったものではない仮締め切りが崩れたわけですね。そのことによってというか、とにかく同日に大井川の水がはんらんした、あっという間に短い時間でははんらんした、そのことについてのきちんとした見解は、私は聞いていませんけれども、発表されていないからわかりませんが、そういう体験をしている人たちが、井川ダムには今、町長1億トンぐらい貯水されているというふうに、最大で入るだろうというふうに言われましたけれども、確かに1億トン以上が入ると、最大で1億3,600万トンぐらいじゃないかというふうなことも私も聞いたんですけれども、これが1時間で流れるのか2時間で流れるのか、全部流れる量を考えると、あのときの仮締め切りの水量なんてものは、もう問題ではなくなるわけです。

そういう体験をしているからこそ、本当に町長は安全ですよ、崩れませんよと言われた言葉に何か安心して、もうそれ以上は今回の質問に対して答える材料を持っていないということですが、私は過ぎたことを言ってもしょうがないですから、ぜひこのことについては、きちんと住民の人たちが納得できる説明を、町長は中空式のダムは危険だというふうな公式見解を言われたとかいうふうに私の言い方に揚げ足をのろうと思われるのかもしれないけれども、決して私は建設、土建屋さんではありませんから、中空式なら危なくて、中空式でなければ危なくないとか、そういうところはわかりません。ただ、中がからっぽであれば、みんな住民の人たちも危ないだろうな、弱いだろうなと思うのは当然だと思って、そういう質問をしたわけです。町長にきちんとした説明、資料を住民に出していただくように強く要望します。

時間まだありますか。

それから、家具の転倒防止についてですけれども、家具の転倒防止について65歳以上という年齢制限を設けて当町は実施しているということですが、これも子育て支援と同じように、本当に力がある若い人たちは自分でやれるんだから、やって当たり前だと、弱者を守るまちづくりをするんだと。弱者を守るというのは、本当にきれいごと聞こえますけれども、じゃ実際に家具の転倒防止をやっているお宅が、町長はどれくらいあるとお考えですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、私はそのデータを持っておりません。また、同じ家具の転倒防止でも、寝室のみに設置してある方、あるいは普段一番いる時間がある場所に設置している方、それぞれさまざまなケースがあるかと思っております。いわゆる65歳の災害弱者を守るということは、とても大事なことであろうと、きれいごとではないと私は思っております。その中で、私はやはり家具の転倒防止というのは、人的な災害を防ぐ意味でも大事な事業だというふうに思っております。

したがって、65歳以上の転倒防止の一つの成果を見ながら、次はどうするのかということも考えていかなければならないし、このスピードを上げることも必要なことだと思っております。

ただ、元気な能力のある方は取りつけるという、そういったことも必要ではないかと私は思っております。当然データをとって、あるいはアンケートをとりながら、それをとりながらまた注意を喚起する、あるいは設置率を上げていくという取り組みは必要かと思いますが、とりあえず当面は65歳以上の方の家具の固定をするというのが、第一義な仕事と思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 65歳以上の方の転倒防止を無料で、有料ですか、どういうふうになっているかわかりませんが、進めて早くするというのは、非常に大事なことだと私も思います。

でも、若い人たちだって、やらなければいけないとわかっていてもやっていない人たちも結構多い、そこをどういうふうに取り組んでいくのか、あるいは、どういうふうに取り組んでいくのか。例えば、固定金具の注文をとってみるとか、町長、さっき今、アンケートをやってみるというふうな、どういうアンケートかわかりませんが、聞いてみるというふうなことも言われましたけれども、まず役場の職員からだって聞いてみたらどうかと思うんですよ。現実に、本当にそういうことが進んでいけばいいけれども、そうでなければ、若い人たちの命だって、お年寄りの命だって、同じくらい本当に価値あるものです。たくさん命が助けられるものなら、わずかな金額でできる、わずかな金額でないと、また町長は言われるかもしれませんが、私も金額わかりませんから。そういうものについて、優先課題として取り組んでいただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言うように、家具の転倒防止というのは、今までの地震の事例からも言われておりますし、また当然そういうことの被害があるという想定されますので、転倒防止については現状を把握しながら設置率を高める、少なくとも寝室、居間等の家具の固定等の設置率を高める取り組みは必要かというふうに考えております。

これは、この事業そのものも、その意向で始めておりますし、多少の自己負担はかかるというふうに私は認識しておりますけれども、その人件費はこちらで出すという形でこうした

ことを進めていきたいと考えております。

現状認識という、現在どのような状況になっているかと把握した上で、その対応策というのは、議会に報告しながらなるべく早くそうした安全の確保はしていければなと思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ぜひ、殊さら所得制限を設けたり、殊さら年齢制限を設けたりしないで、すべての町民を守る、すべての町民を応援する、そういう観点でやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、建物の耐震補強についてですけれども、これも高齢者または大井川材を使った場合20万円、町が県の30万円にプラスをするということで、町長は多くの人に活用してもらうために拡大は考えていないと、最初の質問で答弁をされました。だけれども、多くの人が活用していない状況だということを、町長は認識して答えられたのでしょうか。17年度に1棟しか実績がないわけですよ。これで、もし多くの人が活用できるように制度をもっと対象年齢をなくすとか、せめて使いやすくしていこうという考えはおありにならないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） やはり補助金だけで、その耐震工事ができるわけではありませんので、ここの答弁にも言いましたように、全体事業を考えて申請がなされているという結果、数が少ないということだと思います。

また、これを補助率を上げれば、多分同時に参加も多いわけですがけれども、したがって町の負担も多くなっていくという非常に難しいところであります。私的な財産でありますので、その部分の、また自分の身を守るということでこうした補助制度を維持しながらやっていただく、それが大事なことだなというふうに。お金をただ上げれば、もちろん設置率は高まるかもしれませんが、財源的な問題も出てくると、そういうふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） じゃ補助金額を上げないで、年齢65歳という年齢を廃止するのはどうでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの答弁とも重なりますけれども、家具の固定の対象者が1,000世帯あります。

したがって、そうした災害的に弱い立場にある、災害も含めて弱い立場にある方を優先してやっていくという、その制度の趣旨というのは理解していただけたらと思っております。そういったものをある程度普及率が高まった段階で、次の段階に行くだろうというふうに思っております。

個人のもろもろに対して補助をするという制度でありますので、やはりそこら辺は一つの

制約がかかってくるのは仕方がないことだろうというふうに思っております。

1,000世帯の65歳以上の高齢者の方々の世帯の対策というのが、皆さんに納得できる一つの最初の段階かなというふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 財政的なことから、ちょっと担当課として御理解をいただきたいと思えます。

御承知のように、この事業は取り付け費のみを補助しております。固定の金具代は実費でございまして、各世帯で負担をしていただくということになっている制度でございますけれども、取り付け費は1台5,000円、これを各世帯5台までということになっております。

したがって、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、対象世帯が65歳以上の高齢者世帯というのは1,004世帯ございます。これは平成18年4月1日現在の数字でございますけれども、その1,004世帯に1台5,000円ですから、5台までということで単純に計算して2万5,000円を掛け合わせますと、全世帯実施の場合は2,510万円という金額がかかることとなります。65歳以上の世帯でさえ、このような高額な金額の補助が必要となるわけでございますので、もしこれを撤廃したとなりますと、かなりの金額になるということで御理解をいただきたいと思えますけれども、やはり基本的に昔からよく言われておりますように、ある程度自分の身は自分で守るという観点からも、このような財政事情からとりあえず高齢者世帯を対象に事業を進めると、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 守るべきは高齢者世帯だけではないと思えますけれども、どうですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 優先順位の話であります。当然、町民の安全を守らなければならないのが行政、あるいは地域全体の仕事だと思っておりますけれども、例えば家具の転倒防止に関しては、取り付けの難易度等から考えれば高齢者の方には無理だろうと。

したがって、こうしたことに関しては取り付けを行政でしましよと、あるいは先ほど言いましたように、自分で取り付ける可能性の多い中年者の方には器具のあっせんとか、そういったことを前にも旧中川根時代は器具のあっせん等もされた実績がありますけれども、そういった対応があるだろうと。あるいは、子供たちに関しては、学校等のそういった家具の固定等を積極的に確認するとか、それぞれ年齢層によって対応の仕方はあるだろうと私は思っております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 家具の転倒防止じゃなくて、最後に質問したのは、家の耐震補強の県の30万円に上乗せしている町の20万円の高齢者65歳以上、大井川産材という、この条件を外したらどうですかという、外す考えはありませんかということなんです。ぜひ、何度

も何度も、もう時間もないでしょうから言い切ってしまうと思いますけれども、そんな本当に意味のない差別をしないで、すべての町民の人たちに、例えば家具の転倒防止は、それじゃお金がかかるけれども、町に財政がないけれども、たった1件しか実績がない、この家屋の耐震補強工事、これはもう少し何件か進めていきたいというふうに考えていただきたいと思います。

そのためには、何も65歳以上という制限を設けるとか、大井川産材だったら上げますよというくらいのそういう町になっていただきたいと思って、私は今回の質問を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

次に森照信君、発言を許します。

9番（森 照信君） 9番、森でございます。

私は総合支所建設、また町営バス運行についてを質問いたします。

合併をしてはや1年がたちます。合併後、速やかに現在の総合支所の位置に地域防災、地域振興の拠点機能を備えつけた庁舎建設の合意事項が、平成16年4月15日に合併協議会で確認されました。しかし、合併して1年にもなるのに、先月22日に第1回目の建設委員会が開かれただけである。この間、町長はしっかりとした指示を出していたのか、出していたのならおくれた理由は何か、そのおくれにより建設着工にも影響が出たわけで、設計、着工また完成の目安はどのように考えておられるのか、またそれを行うには、規模、機能がかかわってくる。どのような規模、機能を備えた施設の建設を考えておられるのかお伺いいたします。

続きまして、町営バス運行においても、これも1年近くになります、1年になりますね。何の進展も見られない、中川根地域のみ運行され、本川根地域にはバスの時刻表、運行表もなかった。

この間、中田議員の指摘により本川根地域の各戸に配られた、非常に配慮が足りないことであると思います。本川根地域の運行、協議はなされていたのかなされていなかったのか、なされていたなら、どのくらい協議していたのかお伺いします。

町長は以前、本川根地域の運行については、青部バイパスの開通をもって運行を考えたいと述べられた。その青部バイパス完成がだんだん延びて、県のこの間の土木説明会によりますと、平成23年以降であると説明がありました。その先がはっきりしていない。この点をどのように考えておられるのか。また依然、バイパスの完成をいつごろの時期を考えているのかお伺いします。

今、本川根地域の人が本庁に行くのには、最寄りの駅より電車、そして町営バスか徒歩、中川根地域の人たちは、200円で本庁のみならず、各施設買い物できる、非常に不平等なことである。1年もたつのに今もそのまま、このことについて反省点を踏まえ、早急な措置、全町運行する前の措置ですね、どのような対応、対策をとっていくのか。

また、町営バスの町内全域運行を早期に実現すべきであるが、いかにお考えしておられるのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 森照信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。  
町長（杉山嘉英君） 森議員の質問についてお答えいたします。

総合支所の建設について並びに町営バスの運行についてであります。

総合支所建設についてであります。第1回建設委員会において、場所については現在の総合支所の場所に建設するということで確認をしていただきました。

また、御質問の規模、機能等ではありますが、総合支所の役割、本庁との事務事業の見直し、定員管理の問題等を考慮して行政サービスの低下にならないことを最重要課題として建設委員会において検討していただき、進めていきたいと考えております。

防災施設としての機能については、川根本町の防災拠点の本庁を本部として、今後建設予定の総合支所は、北部地域の防災拠点としての本部の防災本部機能を補完する施設であることと認識しております。

総合支所はあくまでも防災活動の拠点施設であり、震災後の復旧作業支援の核として機能できるようにスタッフの活動スペース等も確保していきたいと考えております。必要施設として災害対策室、同報行政無線設備、活動スペース等を、通常は会議室として使用するということを想定しておりますけれども、考えております。

年度内の設計については、基本設計については今年度中に取りまとめていきたいと考えております。予定といたしましては19年度、そうした基本設計後の実施設計を行い、速やかに建設できるよう考えていきたいと思っております。

それから、町営バスについてであります。

町営バスの運行経緯については、旧中川根町において昭和33年10月よりバス事業者による路線バスの運行が始まりましたが、自家用車の普及などに伴う利用者の減少などにより、昭和58年10月をもって廃止となりました。

その後、14年が経過し、さまざまな町民の方々から要望が出て、平成9年に新たな交通手段が必要であるとして、町営バスの運行が開始され、現在旧中川根町地内に2路線を運行しているところであります。

これに関しても、公共交通機関が中心を、大井川沿いに走る大井川鉄道の本線だけでありましたので、周辺地域、特に旧中川根は大井川両岸に集落が点在しており、また支流にも点在しておりますので、なかなか交通の便が悪かった、そういったことで大変町民の要望が多く、町営バスの運行となっております。

その際にもやはり、大井川鉄道との調整、あるいは陸運の認可等についても時間がかかったというふうに認識しております。

町営バスの路線開設につきましては、旧本川根町会場の町政懇談会の席上においても質問があり、現状は十分承知しているところであります。

川根本町バス路線対策委員会において、今後さらに調査検討が必要とされる場所ですが、既存の交通機関との検討、協議が必要でありますし、今後の町内の幹線道路整備の状況も考

慮しなければならないと考えております。

以前、私が青部バイパスの完成後、町の路線バス対策委員会において検討ということをしております。また、青部バイパスが完成すれば、町内が接岨地区から地名地区まで2車線道路で開通いたします。そうした場合には、さまざまな行政のあり方についても大きな検討を加えていかなければならないと考えており、その中で町営バスの一つの議論になるだろうということで、そうした答弁をした記憶がございます。

町営バスの事業拡大については現在、福祉部門で協議されている外出支援サービスの運行協議を先行しながら、その結果をもってその後の検討課題、あるいはバス路線対策委員会に諮っていきたいと考えております。

現状では、外出支援サービスの全町運行を最重点課題として取り組んでいるところであります。

また、本川根地域の人が本庁へ行くのに、不公平ではないかという御指摘であります。現時点では、総合支所の機能を考えれば、役場のいわゆる一般的な業務に関しては、旧本川根町の方々は総合支所で対応が可能だと考えております。また、当然教育委員会等の場合においても、旧中川根の地区の方は川根本町のいわゆるこの本所で済んだものが、文化会館といったようなことも合併のときに出ております。合併というものを、もう少しプラスの面で考えていただきながら、町民の理解をしていただきたいというふうに考えております。

また、町域が大変広いわけにありますので、今後の交通手段の方法として町営バスの運行、あるいは外出支援サービスの運行等、あるいは例えば乗り合いタクシー的な取り組みをしている地区もございますので、そうしたさまざまな公共交通手段というのを既存の運行业者との協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、既存のバス路線、あるいはタクシー運行がございますので、その調整というのが大変大きな課題になっています。また、町内のバス路線に関しては、大変町民の方々から要望が強く、当時の執行部が平成9年からさまざまな交渉の末、町営バスの運行をした経緯がございます。そうしたことも踏まえながら、今後対応をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分